

ドイツにおける州レベルの政策金融機関をめぐる 歴史的変遷

三宅裕樹

1. はじめに

<1>ドイツの州レベルの政策金融機関の現状

(1) ドイツの公的金融

先進諸国の金融市場では、民間金融の量的・質的發展が著しい一方で、公的金融も依然として一定の位置付けを占めている。しかし、その様相は決して一様ではない。本稿が検討対象とするドイツの公的金融に関していえば、注目されるべき特徴として、少なくとも次の2つを挙げることができる。

第一に、ドイツでは、中央（連邦政府）と地域（州・地方政府）の各々のレベルで政策金融機関が創設されており、重層的な体制となっている。すなわち、復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau, KfW）や農林金融公庫（Landwirtschaftliche Rentenbank）といった中央レベルのものに加えて、州政府、そして地方政府もそれぞれ、政策金融機関を有している。中央・地域の各政策金融機関は、事業によっては垂直的な連携を図りつつも、それぞれに独自の役割を担うことによって、公的金融全体として経済・社会のより幅広いニーズに応えている。

第二に、特に州レベルでは、本質的な性格が異なる2つのタイプの政策金融機関が併存している。地方債市場を対象として金融仲介機関に対する公的な関与のあり方を分析した三宅（2014）による類型化を援用すると、政策金融機関は市場競争重視モデルと公的支援重視モデルに大きく分類できる。市場競争重視モデルとは、政府が事業コスト・リスクをネット・ベースで負担することなく、民間金融機関と基本的に同等の競争条件の下に置いて運営するタイプを指す。このような政策金融機関を民間金融機関と対置させて健全な市場競争を促すことで、結果的に金融市場が効率化され、より多くの個人や企業などが良質な金融サービスを安価に利用できる環境を整えることが、基本的な政策目的とされる。ドイツの金融市場の「三本柱」(Drei-Säulen-Struktur)の一角である貯蓄銀行セクターを構成する州立銀行(Landesbank)・貯蓄銀行(Sparkasse)は、2000年代の制度改革を経て、現在では名実ともに市場競争重視モデルに属す政策金融機関と

なっている*1。

一方、公的支援重視モデルとは、創設・運営主体である政府が、無償での出資や債務保証、経常的な補助金給付などを通じて、政策金融機関の事業運営に伴うコストやリスクをネット・ベースで負担している類型である。わが国のものをはじめ多くの政策金融機関は、このモデルに該当する。政府としては、民間金融機関よりも優遇した経営環境に置くことで、いわゆる「市場の失敗」への対応や、経済的・社会的に弱い立場にある個人や企業などへの支援といった、民間金融機関では果たしづらい政策的役割を期待している。ドイツでは、KfWなどと並んで、州レベルの政策金融機関である地域政策支援銀行が、このモデルに該当する。

(2) 地域政策支援銀行とは？

地域政策支援銀行とは、州政府が運営する政策金融機関で、自らの政策と連動した金融事業を幅広い分野で担うことに特化させた組織(zentrale Förderinstitut)である*2。基本的には金融仲介機関として独立しているが、州立銀行の傘下に置かれている場合も一部である。もっとも、後者の場合には「法的には従属しながら、経済的・組織的には自立した組織(wirtschaftlich und organisatorisch selbstständige, rechtlich unselbstständige Anstalt)」とすることで、州立銀行の事業本体からは切り離した形で政策金融事業を行う組織の形態が採られている(Anstalt in der Anstalt, AidA)。州政府は、(ほとんどの場合100%)出資に加えて、保証責任(Gewährträgerhaftung)と組織維持責任(Anstaltslast)を引き受けるという形で2つの公的保証を提供し(第3章で詳述)、優遇措置を講じている。

地域政策支援銀行の基本的な事業内容は、金融機関からの借入とあわせて債券発行を通じて自ら資金を調達し、州内の企業や地域住民などに対して政策的観点から融資(シニア・ローン)を行うことである。スタート・アップ企業や技術開発に対する支援などリスクがより高い分野に対

*1 多くの州の貯蓄銀行法(Sparkassengesetz)、およびBW州とバイエルン州の州立銀行の根拠法では、金融市場の競争環境を創出・強化することを各銀行の事業目的としていることが明記されている。なお、2000年代前半以前、すなわち州・地方政府によって公的保証が提供されていた時期の州立・貯蓄銀行に対しても、こうした役割を期待する考え方があった。ただし、この点についての検討は、公的支援重視モデルの政策金融機関に対して通常期待される政策的役割に焦点をあてる本稿の考察範囲を超えるため、ここでは取り扱わない。これに関係するドイツにおける社会的市場経済(Soziale Marktwirtschaft)の考え方について詳しくは、例えば黒川(2012)参照。

*2 三宅(2021a)・(2021b)参照。地域政策支援銀行は、ドイツ公的銀行協会(Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands, VÖB)に所属する「振興銀行(Förderbank)」のうち、州レベルで運営されている17行と(今日では)一致する。また、州立銀行の傘下に置かれることなく単独の組織として設置されている地域政策支援銀行は、ドイツ連邦銀行(Deutsche Bundesbank)の分類における「特別な役割を担う金融機関(Bank mit Sonderaufgaben)」のうち、州レベルで運営されている13行と一致する。ドイツでは、「振興銀行」や「特別な役割を担う金融機関」を含め、中央レベルと州レベルのものを区別し、後者のみを指す一般的な用語は、私見の限り見当たらない。そこで本稿では、中央レベルの組織を含まないこと、経済振興などに限定されず幅広い政策金融機能を担っていること、さらには実際の組織名称として「投資銀行(Investitionsbank)」や「建設銀行(Aufbaubank)」といった用語も用いられていることなどを踏まえて、三宅(2021a)に倣って「地域政策支援銀行」という用語を用いることとする。

図表 1 州レベルの政策金融機関の一覧

州	人口	州GDP	州立銀行		地域政策支援銀行		
			組織名	総資産	組織名	総資産	対州GDP比
BW州	1,133.9	6,150.7	バーデン・ヴュルテンベルク 州立銀行(LBBW)	3,241.7	L-Bank	932.2	15.2%
バイエルン州	1,343.5	7,684.7	バイエルン州立銀行 (BayernLB)	2,593.4	バイエルン・ラボ(BayernLabo)	210.5	2.7%
ベルリン州	378.2	1,932.2	ベルリン州立銀行(LBB)	487.7	バイエルン州建設金融機構 (LfA)	243.8	3.2%
ブランデンブルク州	258.2	974.8	※ WestLB → Helaba		ベルリン政策投資銀行(IBB)	197.3	10.2%
ブレーメン州	69.2	392.5	※ ブレーメン州立銀行 → NORD/LB		ブランデンブルク政策投資 銀行(ILB)	156.1	16.0%
ハンブルク州	191.0	1,505.8	※ HSH Nordbank → 民営化		ブレーメン建設銀行(BAB)	10.4	2.6%
ヘッセン州	642.1	3,511.4	ヘッセン・チューリンゲン 州立銀行(Helaba)	2,115.0	ハンブルク政策投資・振興銀行 (IFB Hamburg)	69.5	4.6%
MV州	162.9	592.2	※ NORD/LB		ヘッセン経済・インフラ銀行 (WIBank)	275.0	7.8%
ニーダーザクセン州	816.2	3,631.1	北ドイツ州立銀行(NORD/LB)	1,093.2	MV州振興協会(LFI)	9.7	1.6%
NW州	1,819.0	8,390.8	※ WestLB → Helaba		ニーダーザクセン政策投資・ 振興銀行(NBank)	51.2	1.4%
RP州	417.4	1,742.5	※ RP州立銀行 → LBBW		NRW.BANK	1,598.9	19.1%
ザールラント州	99.4	413.5	ザール州立銀行(SaarLB)	174.6	RP政策投資・建設銀行(ISB)	98.7	5.7%
ザクセン州	408.9	1,559.8	※ ザクセン州立銀行 → LBBW		ザールラント政策投資銀行 (SfKB)	20.1	4.9%
ザクセン・アンハルト州	218.0	783.8	※ NORD/LB		ザクセン建設・振興銀行(SAB)	116.6	7.5%
SH州	296.6	1,186.8	※ HSH Nordbank → 民営化		ザクセン・アンハルト政策投資 銀行(IB)	15.6	2.0%
チューリンゲン州	212.2	759.1	※ Helaba		シュレースヴィヒ・ホルシュタイン 政策投資銀行(IB.SH)	227.6	19.2%
					チューリンゲン建設銀行(TAB)	36.3	4.8%

(注) 1. 州 GDP・総資産の単位は、億ユーロ。人口の単位は、万人。2022 年末時点の状況。

2. 各州の「州立銀行」は、本拠地を置く、もしくは、※ 印を付して関係性が深い州立銀行（準じる機関を含む）などを記載。複数州で事業を展開している場合は、重複を避けてデータを掲載。
3. 地域政策支援銀行の欄で背景に色がある場合は、州立銀行の一組織となっていることを示す。

(出所) 各政策金融機関の年次報告書、および Statistische Ämter der Länder 資料より、作成

してはメザニン・ローンの提供、さらにはエクイティ出資が行われることもあるが、規模としては限定的である^{*3}。地域政策支援銀行の事業範囲は、産業・地域経済・住宅・環境エネルギー・社会政策・地域社会と多岐にわたり、バイエルン州を除く各州では、こうした政策金融事業を 1 行単独で集約的に担っている^{*4}（図表 1）。

< 2 > 本稿の検討課題

もっとも、このようなドイツの公的金融の有り様は、連邦政府によって計画的に制度設計されたものではない。そしてまた、伝統的なものでもない。州政府は、かねてより複数の政策金融手段を有していたが、それらの性格や役割は多様で、州による差異も決して小さくなかった。また、州立銀行が市場競争重視モデルの政策金融機関としての性格を明確にし、一方で州の地域経済政

^{*3} 民間企業などに対する出資は、地域政策支援銀行自身が行うほか、各州の出資機構 (Beteiligungsgesellschaft) を通じて行われることもある。また、債務保証の提供は、債務保証銀行 (Bürgschaftsbank) を通じて行われている。後者の事業内容について詳しくは、三田村 (2010) 参照。

^{*4} NW 州における地域政策支援銀行の事業内容について詳しくは、三宅 (2024) 参照。

策に連動した政策金融事業については地域政策支援銀行にほぼ集約されるようになったのは、2000年代、特にその後半あたりからである。そして、同年代後半のグローバル金融危機、さらに2010年代には海運業界の不況の影響を受けて、州立銀行はかつてのような存在感を失いつつある中で、今日に至っている。こうした歴史の変遷をみるのが、本稿の検討課題である。

ドイツの金融市場に関する先行研究をみると、地域レベルの政策金融機関を取り上げたものは、貯蓄銀行を対象としたものを中心に数多くある^{*5}。州レベルのものを含めて、政策金融機関が各時代でどのように運営されてきたか、また制度改革や組織再編が行われてきたかについて考察した研究としては、例えば本稿でも取り上げる Deeg (1999) や Mura (1987)・(1995)、および三ツ石郁夫氏による一連の論文が挙げられる。ただし、これらはいずれも、州レベルの政策金融機関としては州立銀行（振替中央銀行（Girozentrale））を主たる念頭においており、またその政策的役割というよりは、民間商業銀行（Kreditbanken）や協同組合銀行（Genossenschaftliche Banken）などと競合する民間金融事業の運営状況に、基本的な焦点があてられている。州の政策金融事業が、今日では州立銀行ではなく、地域政策支援銀行を通じて行われていることは、三宅（2021a）によって指摘されたところである。それ以前に、地域政策支援銀行の出自となる組織など、州立銀行以外の州政府の政策金融手段を視野に入れた分析が行われることは、飯野（1997）や根津（1995）などで簡単に触れられる他にはまずなかったといつてよい。それゆえ、州政府の政策金融事業がどのような政策手段によって行われてきたのか、その歴史の変遷をたどり、州間にあったかつての多様性と、今日における収斂に向けた流れを明らかにすることは、研究上の意義があるものと考えられる^{*6}。

2. 州立銀行の創設・普及

< 1 > 上位の地方政府による政策金融機関の創設

(1) 州立銀行の萌芽

州レベルの政策金融機関の変遷を振り返るにあたっては、やはり20世紀後半の旧西ドイツ地域において、ほぼ全ての州政府が自らの主要な政策金融手段として創設・運営していた州立銀行に、まずは注目すべきであろう。

州立銀行の歴史は、そもそもの出自を辿れば百年を優に超え、ドイツ帝政時代以前のプロイセンをはじめとする王国（Königreich）や、帝政時代に連邦国家を構成した領邦（Bundesstaat）が創設していた領邦銀行（Staatsbank）、あるいは王国・領邦内の県（Provinz）などが設置していた県立銀行（Landesbank・Provinzialhilfsskasse）などにまで遡ることができる^{*7}。領

^{*5} 貯蓄銀行の現在の業務内容について詳しくは、黒川（2007a）・（2019）、近年の貯蓄銀行の存在意義について詳しくは、黒川（2007b）・田淵（2011）など参照。

^{*6} ドイツ各州の州立銀行や地域政策銀行については、三宅（2021b）において、特に1990年代以降の変遷と現状についての基本的な情報を州ごとに整理している。本稿は、歴史をさらに遡った上で、全国的に共通してみられる政策金融機関の変遷の流れ、あるいは州間にみられる違いを概観することを目的としたものである。

^{*7} 19世紀までの地域レベルの政策金融機関の状況については、Deeg（1999）、Mura（1987）・（1995）、

邦銀行の最初の事例は1772年創業の海上貿易会社管理局 (Generaldirektion der Seehandlungssozietät) (後のプロイセン領邦銀行 (Preußische Staatsbank))、県立銀行のそれは1832年創業のヴェストファーレン県救済金庫 (Westfälische Provinzial-Hülfskasse) とされる*8。

確かに、これに前後して、市町村や郡といった下位の地方政府のレベルでも、今日の貯蓄銀行の前身にあたる貯蓄金庫 (Sparkasse) が設立され、地域住民や地元の中小企業と直接的な接点をもって、金融サービスが提供され始めていた*9。そして、1838年にプロイセン王国で規定 (Sparkassen-Reglement) がつくられると、貯蓄金庫はおおむね共通の制度的枠組みの下で、周辺領域に急速に広まった。しかし、王国・領邦、あるいは県などは、こうした下位レベルの貯蓄金庫とは別に、自らの公金の管理や金融市場からの資金調達を専門的に支える政府のメインバンクとして、あるいは地域インフラの整備や地元企業の活動への資金供給を通じて地域経済の活性化を金融面で支援する政策手段として、さらには域内の貯蓄金庫を全体として下支えする組織として、自前の政策金融機関を欲していた。そうした目的から、より上位の政府の中には、貯蓄金庫などとは別に、独自の政策金融機関を運営するところがあったのである。

(2) 振替中央銀行としての役割

20世紀に入ると、貯蓄金庫の事業に関わる規制が段階的に緩和され、キャッシュレス決済である為替取引を提供したり、証券委託売買業務などを行うことが認められるようになった*10。これにより、貯蓄金庫の事業範囲は民間商業銀行などとほぼ同じとなり、ユニバーサル・バンクとしての貯蓄「銀行」へと進化した*11。そして、1908年施行の帝国小切手法 (Reichsscheckgesetz) に基づいて貯蓄銀行が為替業務を実際に行うようになると、貯蓄銀行間で受け払いされる資金の仲介を行う振替中央銀行が、各地で設立された*12*13。例えば、現在のノルトライン・ヴェスト

居城 (2003)・(2004)、楠見・島本 (1935)、三ツ石 (2000) など参照。
*8 ドイツ貯蓄銀行・為替取引協会 (Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV) は、ヴェストファーレン県救済金庫を、州立銀行の最初の事例としている (DSGV ウェブサイト参照)。これは、県立銀行のみをもって、現在の州立銀行に連なる系譜と考えていることの表れと推察される。しかし、楠見・島本 (1935) によると、県立銀行に分類される政策金融機関の中でも特徴や事業内容には相当の差異があり、また設立主体の違いを除いて、県立銀行と領邦銀行の間にはそう大きな違いはなかったとされる。さらに、領邦銀行の中にも „Landesbank“ を組織名に用いるところがあった。それゆえ本稿では、領邦銀行と県立銀行の両者をもって、現在の州立銀行の前身としている。

*9 DSGV のほか、先行研究の多くは、1778年にハンブルクで設立された貯蓄金庫を、ドイツはもとより世界初の貯蓄金庫の事例としている。また、DSGV は、1801年に現在のニーダーザクセン州のゲッティンゲン (Göttingen) に設立された事例をもって、地方政府が運営する最初の貯蓄金庫としている。

*10 20世紀前半の地域レベルの政策金融機関の状況については、脚注7参照文献のほか、生川 (1995)、三ツ石 (2001)・(2005) など参照。

*11 三ツ石 (2001) 参照

*12 1909年、ザクセン銀行 (Sächsische Bank) が貯蓄銀行間の為替取引を取り扱ったのが (Girozentrale Sachsen の開設)、ドイツで最初の事例とされる。ザクセン銀行による同サービスを利用する貯蓄銀行は、当初は地区内の半分にとどまり、取扱件数も低調であった。しかしその後、このシステムは急速に普及した。生川 (1995)・三ツ石 (2001) 参照。

*13 本稿では、先行研究などにおける一般的な方法に従い、„Girozentrale“ を「振替中央銀行」と訳

ファーレン州（Nordrhein-Westfalen, NW）にあたる地域では、既存の県立銀行が振替中央銀行としての役割を追加的に担った。他方で、現在のブランデンブルク州（Brandenburg）やヘッセン州（Hessen）にあたる地域などでは、貯蓄銀行を運営する複数の地方政府が地域単位で集まって為替取引連合協会（Giroverband）を組織し、独自に振替中央銀行を新設した^{*14}。とはいえ、そうした地域でも、しばらくして組織が再編され、多くの場合には県立銀行などと振替中央銀行が一体的に運営されるようになった^{*15}（Landesbank / Girozentrale）。

(3) 地方共同資金調達機関としての役割

このようにして、県立銀行などは大きく2つの役割、すなわち領邦や県などの政策を下支えする役割、および今日に至る貯蓄銀行セクターの3層構造のうちの第2層として域内の貯蓄銀行をまとめ、為替取引を仲介する役割を果たす政策金融機関として位置付けられるようになった^{*16}。このこと、特に前者については、その一環として域内の政府向け融資を県立銀行などが積極的に行っていた事実をもって確認することができる^{*17}。

県立銀行などの資産の内訳をみると、第一次世界大戦直前の1913年時点においては長期融資債権の68.0%が政府向けのものであった^{*18}。貯蓄銀行間の資金決済を仲介する役割を追加的に担うようになると、貯蓄銀行からの預金の受け入れが負債に占める比重が高まり、そのために1920年代には短期融資へのシフトが進んだ。とはいえ、政府向けの融資債権の残高は、同年代末の1929年時点で長期融資全体の49.4%、融資事業全体の少なくとも2割以上を占めていた。

特に、単独では債券発行や国外での起債が困難な中小規模の地方政府にとって、県立銀行などは重要な資金調達の途を提供する存在であった。1919年より、地方政府向け融資債権を償還原資とする一括債券（Sammelanleihe）の発行が県立銀行などに認められると、中小の地方政府としては、県立銀行などを介する形で債券形式の地方債を実質的に共同で発行することが可能と

出している。„Girozentrale“は、貯蓄銀行間の資金決済を仲介する役割に加えて、貯蓄銀行から流動性資金を預かり、そのうちの余剰資金を地方政府や民間部門に融資する業務も行っており、「銀行」としての性格を有していたといつてよい（Mura（1987）・生川（1995）・三ツ石（2001））。ただし、「振替」については注意を要する。通常、「振替」は、同一金融機関内で口座間の資金移動を行うこと（日本銀行金融研究所編（2011））、あるいは同一名義の口座間での資金移動を行うこと（宿輪（2021））を意味する。しかし、「Giro」は、こうした資金移動だけではなく、銀行口座を通じたキャッシュレスによる資金移動である「(内国)為替」を意味している（清田（1986））。

*14 生川（1995）・三ツ石（2001）参照

*15 1920年代前後の時期には、貯蓄銀行の役割を補完する目的から地方政府レベルで設けられた市町村銀行（Gemeindebank）など、本文で挙げた以外の種の公法上の金融機関を創設する動きがあったが、基本的には一時的なものに終わった。居城（2004）、楠見・島本（1935）参照。なお、市町村銀行の一例であるバイエルン地方銀行については、本文にて後述。

*16 生川（1995）、楠見・島本（1935）参照

*17 20世紀前半、第二次世界大戦までの時期における県立銀行などの金融事業の内容、特に州・地方政府向け融資については、脚注10参照文献のほか、加藤（1977）、関野（1997）、三ツ石（2003）・（2006）参照。

*18 Deutsche Bundesbank, *Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975* より、算出。領邦銀行・県立銀行・振替中央銀行の合計値を利用。

なり、より効率的かつ円滑に国内外の金融市場から資金を調達できるようになった^{*19}。こうしたこともあって、地方政府が発行する地方債の市場で、県立銀行などの保有シェア（1929年3月時点で28.3%）は、貯蓄銀行（同11.9%）や無記名証券による発行分（同11.8%）などを抑えて首位となっていた^{*20}。ここに、地域レベルで政策金融機能を果たす一環として、域内の、特に中小規模の地方政府の資金調達を支援するという「地方共同資金調達機関」（三宅（2014））としての一面を、県立銀行などに認めることができる^{*21}。

< 2 > 1 州 1 州立銀行体制への再編

(1) 県立銀行から州立銀行へ

第二次世界大戦後、ドイツは東西に分断されるとともに、旧西ドイツ地域内では州が再編され、最終的にベルリン（Berlin）、およびその他10州が成立した。その中で、州域がほぼ変わらなかったハンブルク州（Hamburg）やシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州（Schleswig-Holstein, SH）などでは、既存の県立銀行がそのまま州立銀行（Landesbank）として存置・運営された^{*22*23}。一方で、いくつかの県などの統合によって誕生した州では、県立銀行などが州内に複数あるという状況が生じたため、これを解消する組織再編が進められた。このうち、ヘッセン州やラインラント・プファルツ州（Rheinland-Pfalz, RP）では、1950年代と比較的早くに再編が完了し、一つの州立銀行に整理された。

しかし、州立銀行の再編に20年ほどの時間を要した州もあった。1960年代のドイツでは、国内金融市場の競争環境の自由化、そして金融セクター間の公平化を図る制度改革が進んだ。すなわち、1961年に信用制度法（Gesetz über das Kreditwesen）が制定されると^{*24}、同法に基づいて1965年から金利調整令（Zinsordnung）が公布された。その際に、まずは長期預金金利が自由化された。そして、それからわずか2年後の1967年に金利調整令が廃止されたことによって、預金・貸出金利の全面的な自由化が、他の先進諸国に先んじて実現した^{*25}。同年には

*19 Mura (1995) 参照。県立銀行や振替中央銀行がまだ設置されていなかった地域の地方政府は、DSGVによる統一債券（Einheitsanleihe）の発行に参加した。

*20 三ツ石（2001）第6表（大元の出所は、Wirtschaft und Statistik）参照

*21 ただし、1931年の金融危機の際には、こうした性格が結果として仇となった。この点については、後述。

*22 第二次世界大戦後、20世紀後半の旧西ドイツ地域における州レベルの政策金融機関の状況については、Deeg (1999)、Mura (1987)・(1995)、Pohl ed. (1998) など参照。また、個々の政策金融機関の歴史の変遷については、本稿補足資料参照。本稿全体を通して、個々の政策金融機関に関する情報の出所は、特に断りがない限り、補足資料の脚注に一括している。

*23 第二次世界大戦後、敗戦したドイツを占領下に収めた連合国軍によって、県立銀行などの廃止が検討されたが、戦後の復興事業を推進するための政策金融手段を必要としていた州政府だけでなく、競争環境の激化を懸念した貯蓄銀行も廃止に反対した。その結果、県立銀行などの廃止案は取り下げられた。Deeg (1999) 参照。

*24 Gesetz über das Kreditwesen vom 10. Juli 1961 (BGBl. I 1961 S. 881)。同法の具体的内容や、貯蓄銀行セクターに対してもった意味について詳しくは、三ツ石（2012）・（2015）参照。

*25 旧西ドイツにおける金利自由化について詳しくは、Deutsche Bundesbank, *Monthly Report*, 1967年10月号、Pohl ed. (1998)、呉・島（1987）参照。

さらに、競争協定（Wettbewerbsabkommen）の廃止によって銀行セクター間の競争制限が撤廃されるといった動きもあった。経済・金融市場の発展とともに、こうした改革によって銀行間での競争が激しさを増すと、貯蓄銀行セクター内でも組織再編や規模の経済性の追求を通じて事業の効率化を進めることが、従来以上に求められるようになった。このような背景から、かつてのライン県・ヴェストファーレン県・リッペ侯国を州域とする NW 州では、政治的な困難を乗り越えて、ライン県とヴェストファーレン県それぞれを拠点としていた2つの県立銀行が1969年に統合し、西ドイツ州立銀行（Westdeutsche Landesbank Girozentrale, WestLB）となった。翌1970年にはニーダーザクセン州（Niedersachsen）で、県立銀行など計4つの金融機関が合併して北ドイツ州立銀行（Norddeutsche Landesbank Girozentrale, NORD/LB）が誕生した^{*26}。

(2) 州政府の中核的政策手段としての州立銀行

こうした州立銀行には、州内の貯蓄銀行間の資金決済を仲介する振替中央銀行としての役割とともに、出資主体である州政府のメインバンクとして、公金管理や地方債の引き受け、および州政府の経済政策を金融面で下支えする役割が、前身の県立銀行などの頃から変わらず期待されていた。この点に関して、州立銀行の資産構成をみると、統計データが入手できる1950年代後半以降、国内一般政府向けの貸付債権（証券形式含む）が総資産全体に占める割合は、1970年代中頃まで10%台後半の水準で推移すると、1980年代前半にかけて30%近くまで上昇した（図表2）。この間、民間商業銀行や貯蓄銀行では、同比率は1桁パーセントから10%台前半の水準で推移しており、州立銀行はこれを十分に上回っていた。また絶対額で比較しても、州立銀行の国内一般政府向け貸付債権残高は1970年代に入ってから貯蓄銀行を上回るようになり、その後は差を大きく広げていった。こうしたことから、州・地方政府による金融市場からの効率的・安定的な資金調達を支える役割を、州立銀行が確かに担っていたことを確認することができる^{*27*28}。

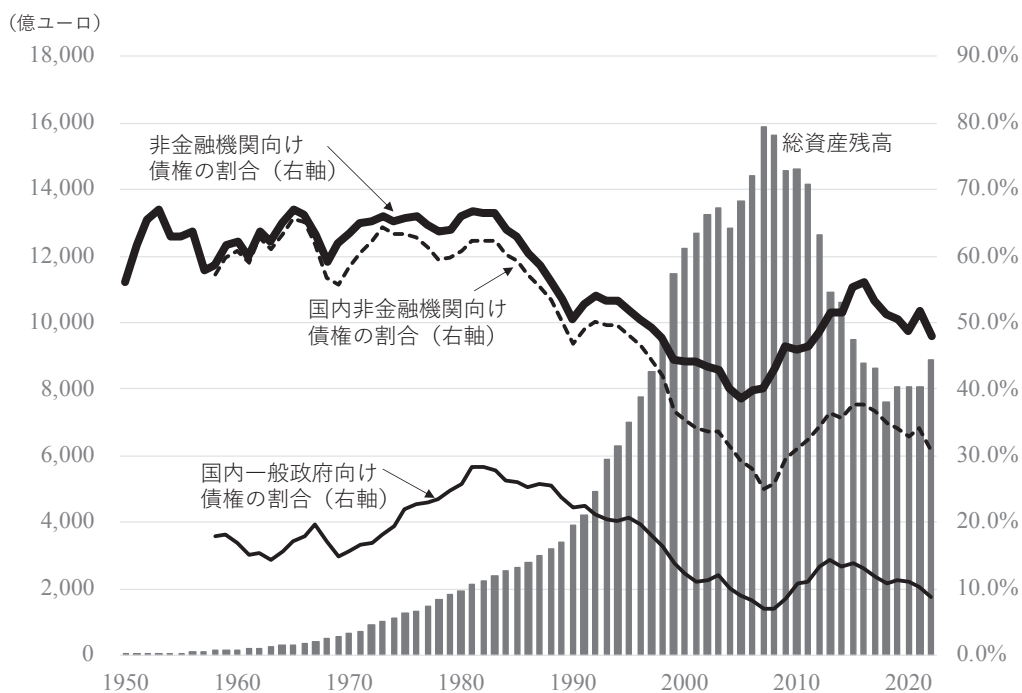
また、1980年代前半までの州立銀行は、州・地方政府向けだけではなく、国内の事業会社に対しても積極的に融資を行い、事業に要する資金を供給していた。上記の一般政府向けを含む非金融機関向けの貸付債権全体が州立銀行の総資産に占める割合は、1960年代から1980年代前半まで、6割台の水準をほぼ維持していた。しかも、そのほとんどが国内向けの貸付債権であった。州立銀行は、民間抵当銀行より緩やかな条件を満たすことで不動産向け融資債権を担保とするファンドブリーフ債（Pfandbrief）を発行することが、2005年の法改正まで認められてい

*26 バイエルン州でも、1972年にバイエルン州立銀行が誕生した。これについては、本文にて後述。

*27 特に1990年代以降の州立銀行や地域政策支援銀行による州・地方政府向け融資の状況について詳しくは、三宅（2021a）参照。

*28 この値には連邦政府に対する貸付債権、つまり国債なども含まれている点には留意を要する。政府による銀行借りに占める連邦政府の比率は、1970年代から1980年代にかけて3割前後の水準であり、過半は州・地方政府であった（Deutsche Bundesbank, *Monthly Report* より算出）。

図表 2 州立銀行の資産規模・構成の推移



(注) 1. 1998年以前の総資産残高は、ユーロ移行時の為替レートに基づいて換算。
 2. 「国内非金融機関向け」は「非金融機関向け」に、また「国内一般政府向け」は「国内非金融機関向け」に、それぞれ一部として含まれる。また、「債権」には債券形式のものも含まれる。
 (出所) Deutsche Bundesbank ウェブサイト統計資料より、作成

た^{*29}。州立銀行は、こうした強みを活かした不動産向け融資を行うとともに、州内の民間企業、特に個々の貯蓄銀行では借入需要に応えることが難しい中堅・大企業に対する金融サービスの提供を積極的に行っていたのである。そしてそこでは、民間銀行と市場シェア獲得をめぐる競争しながら、あるいは自行の事業採算の確保を図りつつ、州政府の地域経済振興策に沿った政策的な観点からの融資も行われていた^{*30}。例えば、WestLB (NW州) は、1969年の創業を機にNW州政府が主導する州内産業政策に関わるようになり、成長産業の育成や、経営状態が悪化した企業の支援を目的とした政策的観点からの融資や出資を行うようになったとされる^{*31}。

*29 ファンドブリーフ債 (カバード・ボンド) とは、安全性や流動性などに関する要件を満たす適格資産を、金融機関のバランス・シート上に保有資産として残しつつ、担保として発行される債券のことである。2005年のファンドブリーフ法 (Pfandbriefgesetz) 成立まで、公法上の金融機関の起債要件は公的金融機関ファンドブリーフ法 (Gesetz über die Pfandbriefe und verwandten Schuldverschreibungen öffentlich-rechtlicher Kreditanstalten, ÖPG) に規定されており、民間抵当銀行を対象とした抵当銀行法 (Hypothekbankgesetz, HBG) の内容とは異なるものであった。詳しくは、飯野 (2002)・ドイツ抵当銀行協会 (2004)・三宅 (2021a) 参照。

*30 Deeg (1999) 参照

*31 ただし、こうした政策手段としての活用が一因となって、1970年代にはNW州のほか、ニーダーザクセン州やヘッセン州でも、州立銀行で多額の不良債権が生じ、州立銀行の事業運営における健

州立銀行による政策的な観点からの金融サービスの提供は、州政府が拠出する基金を管理・運用するという形でも行われていた。RP州では、第二次世界大戦後の復興事業推進を目的として、社会住宅の整備に向けた不動産担保権の取得を取り扱う信託基金が1949年に設立された。しかし、RP州立銀行（Landesbank Rheinland-Pfalz, LRP）が1958年に創設されると、それからまもなくして、信託基金の機能はRP州立銀行に移管された。これにより、住宅分野の政策金融事業は、RP州立銀行内に新設された信託部門を通じて行われることとなった。ヘッセン州でも、ヘッセン州立銀行（Hessische Landesbank Girozentrale）が、州政府の信託基金（Landestreuhandstelle, LTH）の運用を前身の組織から引き継ぎ、1953年の創業当初から担当していた。

3. 州立銀行から地域政策支援銀行へ

< 1 > 特定の政策課題を担う政策金融機関の創設

(1) 州立銀行に代わる政策金融機関1：BW州の事例

このように州立銀行を中核的な政策手段としていた州政府があった一方で、州立銀行とは別に政策金融機関を創設し、早くから多くの政策的役割を担わせていた州政府もあった。その最たる例は、バーデン・ヴュルテンベルク州（Baden-Württemberg, BW）である。

BW州は、かつてのバーデン大公国（Großherzogtum）・ヴュルテンベルク国（Königreich）、およびプロイセン王国の飛地であったホーエンツォレルン県から成り、連合国軍による占領後、1951年の住民投票を経て誕生した州である。同州の場合、こうした成立の経緯から州内に複数の政策金融機関が併存していただけでなく、州内にあった2つの振替中央銀行、すなわち1916年創業のヴュルテンベルク地方州立銀行（Württembergische Kommunale Landesbank Girozentrale）と1917年創業のバーデン地方州立銀行（Badische Kommunale Landesbank - Girozentrale）がいずれも、各地域の貯蓄銀行協会からの出資によって設立されていた点に、他州と異なる特徴があった。それゆえ、同州には、「州立銀行（Landesbank）」を組織名称とする金融機関は1950年代からすであつたものの、州政府との間に資本関係はなく、それゆえ政策手段として州政府が柔軟に活用できる組織ではなかつた^{*32*33}。

全性の確保と政策的な投融資の実施の間のバランスをどのように採るべきかが議論されることとなった。Deeg（1999）参照。

*32 1960年代後半に貯蓄銀行セクターの事業効率化を進める動きが活発になった際、BW州政府も、本文ですぐあとに取り上げるBW州信用銀行の出自となった2つの組織にヴュルテンベルク地方州立銀行とバーデン地方州立銀行を加えて統合しようと図ったが、この試みは頓挫した（Deeg（1999））。後者2行が合併して南西ドイツ州立銀行（Südwestdeutsche Landesbank Girozentrale, SüdwestLB）となり、振替中央銀行が州内で一つとなったのは、ようやく1989年のことである。また、BW州政府との間に出資関係が生まれ、名実共に「州立」銀行となったのは、南西ドイツ州立銀行が貯蓄銀行の州立資金決済銀行（Landesgirokasse – öffentliche Bank und Landessparkasse, Landesgirokasse, LG）、そしてBW州信用銀行の民間金融部門と統合して、現在のBW州立銀行（Landesbank Baden-Württemberg, LBBW）となった1999年のことである。

*33 「州立銀行（Landesbank）」に対して州政府が出資を行っていなかったという点では、ザールラント州も同様である。ザール州立銀行（Landesbank und Girozentrale Saar）は、1946年の設立以来、

BW 州政府による 100% 出資のもとで州の政策金融事業を主として担ったのは、1972 年に創設された BW 州信用銀行 (Landeskreditbank Baden-Württemberg, Förderungsanstalt, LKB) であった。同行は、ヴェルテンベルク信用機構 (Württembergische Landeskreditanstalt)、およびバーデン住宅建設信用機構 (Badische Landeskreditanstalt für Wohnungsbau, BLK) という 2 つの住宅分野の政策金融機関の統合によって誕生した。統合後は、住宅分野はもとより、中小企業やスタートアップ企業の支援など、経済振興分野でも積極的に投融资事業を行うようになり、州政府による政策金融事業を包括的に担うようになった。もっとも、この時点では民間金融事業も行っており、その点では今日の地域政策支援銀行とは性格が異なる組織であった。BW 州信用銀行から民間金融事業が BW 州立銀行 (Landesbank Baden-Württemberg, LBBW) に移され、自らは L-Bank (Landeskreditbank Baden-Württemberg – Förderbank –) として政策金融事業に特化する組織となったのは、1999 年のことである。とはいえ、BW 州では 1970 年代という他州に比べて相当に早い時期に、今日の地域政策支援銀行につながる政策金融機関が創設されていたのである^{*34}。

(2) 州立銀行に代わる政策金融機関 2：バイエルン州の事例

BW 州に隣接するバイエルン州 (Bayern) では、第二次世界大戦を経ても州域はほぼそのまま維持されたが、かねてから運営されていた複数の政策金融機関は、戦後もしばらく併存していた。バイエルン州の場合、1780 年設立のバイエルン領邦銀行 (Bayerische Staatsbank) が州政府のメインバンクとしての役割を果たす一方、地方政府の方ではこれとは別に、直接的には州貯蓄銀行協会による出資という形で振替中央銀行であるバイエルン地方銀行 (Bayerische Gemeindebank (Girozentrale) Öffentliche Bankanstalt) を共同で運営していた。そして、地方政府のメインバンクは、このバイエルン地方銀行であった^{*35}。

こうした状況は、先述した 1960 年代後半の NW 州などの動きに刺激される形で、次第に整理された。まず 1971 年に、バイエルン領邦銀行が民間のバイエルン協同銀行 (Bayerische Vereinsbank) に吸収された^{*36}。翌年には、上記 2 行とはまた別に州政府が住宅分野に特化した政策金融機関として運営していたバイエルン不動産信用機構 (Bayerische Landesbodenkreditanstalt, BayernLabo) がバイエルン地方銀行と合併し、バイエルン州立銀行 (Bayerische Landesbank, BayernLB) となった。これによって、州・地方政府のメ

州の貯蓄銀行協会のみが出資をしていた。1957 年に、住民投票を経てザールラント州が旧西ドイツに復帰した後も、状況は変わらなかった。ザールラント州政府が同行の出資持分を取得したのは 1989 年のことである。もっとも、ザールラント州政府は、1951 年設立のザールラント政策投資銀行との間に出資関係を結んでおり、政策金融手段を全くもっていなかったわけではなかった。

*34 L-Bank によると、地域経済の活性化などを目的とした州政府の経済政策を金融面で支える責任を全面的に負った政策金融機関としては、自身がドイツで初めての事例であったとされる。L-Bank ウェブサイト参照。

*35 Pohl ed. (1998) 参照

*36 バイエルン州政府は、バイエルン協同銀行の出資持分のうち 20% を保有し、少数株主として引き続き資本関係を維持した (Deeg (1999))。同行のその後については、本稿補足資料参照。

インバンクとしての役割、および州内の貯蓄銀行間の資金決済を仲介する役割を果たす組織が、州立銀行として一つに統合された。

ただし、バイエルン州政府の主たる政策金融事業を担当する組織は、これとは別であった。このうち、経済振興分野の政策金融事業を担ったバイエルン州建設金融機構（Bayerische Landesanstalt für Aufbaufinanzierung, LfA Förderbank Bayern）は、第二次世界大戦後の避難民や被災企業、小規模事業者への金融面での支援を目的として、1951年に設立された。その後、支援対象は次第に中堅・大企業の事業促進にも広げられ、1970年代になると地域経済の活性化に向けた経済振興分野での政策金融事業全般を担うようになった。

住宅分野における政策金融事業の担当は、一貫して先に触れたバイエルン不動産信用機構であった。同機構が創設された1884年当時は、すでにバイエルン領邦銀行が運営されていたが、同行は預金を主たる資金調達源としていたため、融資の範囲には自ずと限界があった。そこで、債券発行が可能な政策金融機関を別途設けることで、当初は水道整備や農業振興を対象として、1908年からは社会住宅の整備事業に対しても、年限の長い資金を供給することとしたのである^{*37}。第二次世界大戦後も、バイエルン不動産信用機構は組織改革を経ながら、長期資金の融資における強みを活かして、住宅分野での政策金融事業に注力し続けた。バイエルン州立銀行の創設後は、その傘下で法的には従属しつつも、経済的・組織的には独立した形で事業を継続した。

バイエルン州では、この2つの政策金融機関が今日に至るまで、上記のように事業分野を棲み分けながら、地域政策支援銀行としての役割を分担して担い続けている。

(3) 州立銀行と併置される政策金融機関：ハンブルク州の事例

ハンブルク州では、BW州やバイエルン州とは異なり、1938年にハンブルク州立銀行（Hamburgische Landesbank – Girozentrale –, HLB）が創設され、先述のとおり、第二次世界大戦後もそのまま運営されていた。しかも、多くの州立銀行が州貯蓄銀行協会からも出資を受け、州政府の出資比率は50%前後とされていた中、ハンブルク州立銀行は、州政府を唯一の出資主体とする公法上の金融機関であった。

それゆえ、第二次世界大戦後の復興事業、特に住宅再建事業を速やかかつ強力に後押しすることを目的とした組織は、州政府による資金拠出のもと、まずはハンブルク州立銀行内の専門部署（Wiederaufbaukasse）として立ち上げられた。しかし、事業規模の拡大に伴い、1953年に同部署は州立銀行から独立し、州政府100%出資の政策金融機関とされた。1973年には、ハンブルク住宅建設金融機構（Hamburgische Wohnungsbaukreditanstalt, WK）と組織名称を変更するとともに、政策金融事業の範囲が地域開発の分野にも広げられた。その際には、州政府による追加出資が行われると共に、同機構単独で金融市場から資金を調達する権限も与えられ、金融仲介機関としての機能を備えることとなった。

このように、この時点ではまだ担当分野が限られていたものの、州立銀行とは別に政策金融事

*37 楠見・島本（1935）参照

業を担う組織が運営されていた州もあったのである。

< 2 > 政策金融機能の集約化

(1) 州立銀行への資産移管

1980年代、特にその後半以降、金融市場の発展やグローバル化の進展などを背景として、州立銀行を取り巻く状況は大きく変わった。まず、WestLB (NW州)をはじめとするいくつかの州立銀行は、民間金融機関と競合する金融サービス分野において、この頃から収益機会をさらに追求するようになり、ユニバーサル・バンクとしての投資銀行ビジネスの展開、そして欧州域内をはじめとする国外への進出に、本格的に注力するようになった。実際、州立銀行の資産構成をみると、事業会社や政府といった非金融機関向けの貸付債権が総資産に占める割合は、1980年の65.8%から1990年には50.5%、そして2000年には44.3%へ、国内向けに限れば60.8%・46.9%・35.4%へと、大幅に低下した(前掲図表2)。こうした金融事業の軸のシフトによって、州立銀行は国外の民間金融機関とも競合することとなり、より厳しい競争環境に身を置くこととなった。

その一方で、この時期には金融規制の国際協調が図られ、1988年にはバーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision, BCBS)で最初の合意が策定された。このバーゼルIの欧州への^{*38}、そして信用制度法(Kreditwesengesetz, KWG)の第四次改正(1993年施行)を通じたドイツ国内への適用に伴い、州立銀行は財務体質を改善し、自己資本規制の強化に対応しなくてはならなくなった^{*39}。

こうした状況の変化は、州政府に対して、自らの政策手段としての州立銀行の位置付けや運営のあり方を再考するよう迫るものであった。国内では、州立銀行の民営化論が浮上する一方で、州立銀行の事業をより一層効率化するため、州域を超えて州立銀行セクターを再編し、規模の経済性を追求するべきとの主張も、ドイツ貯蓄銀行・為替取引協会(Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV)などによって展開された^{*40}。しかし、多くの州政府は、州立銀行を引き続き自らの政策手段として活用するべく、経営に対する裁量権を維持したいとして、他行との完全な合併には反対した。そして、これに代わる策として、州立銀行間で資本関係を締結し、緩やかなグループを形成する途を選択した。WestLBは、LBBW(BW州)の前身の一つでBW州の2つの貯蓄銀行協会が出資していた南西ドイツ州立銀行(Südwestdeutsche Landesbank Girozentrale, SüdwestLB)とともに、RP州立銀行とSH州立銀行に出資した。そのSH州立銀行は、ハンブルク州立銀行と資本提携し、これによってWestLBを中心とする大きなグループが組織された。また、NORD/LB(ニーダーザクセン州)は、ブレーメン州立銀行に対する出資比率を引き上げるとともに、ベルリン州立銀行のグループ持株会社にも出資を

*38 欧州委員会資料(OJ L 386 30.12.1989 P.1・OJ L 124 5.5.1989 P.16)

*39 1990年前後の金融規制改革について詳しくは、Deutsche Bundesbank, *Monthly Report*, 1993年1月号、山村・三田村(2005)など参照。

*40 Deeg(1999)参照

新たに行った。バイエルン州立銀行は、ザール州立銀行（Landesbank und Girozentrale Saar）と資本関係を結び、グループ会社とした。

こうした施策とともに、特に州立銀行の財務体質を改善する目的で講じられたのが、政策金融事業を担う組織や信託基金の、州立銀行への「統合」である。東西ドイツの再統合とその後の景気悪化により、特に1990年代前半の時期における州政府の財政運営は厳しい状況にあった。それゆえ、州政府としては、自らが出資する州立銀行に対して公的資金を追加的に投入することは、財政負担の観点から難しかった。そこで、既存の資産を州立銀行に移管することで、自己資本比率規制の強化などに対処しようとしたのである。

NW州では、1992年にNW州住宅建設振興機構（Wohnungsbauförderungsanstalt des Landes Nordrhein-Westfalen, Wfa）が、WestLBへ移管された。NW州住宅建設振興機構は、もともと1957年に住宅分野の政策金融事業に特化した組織として設立され、主として州政府の拠出金を原資として無利子ないし低利の住宅ローンを提供していた。WestLBの創設後も、引き続き同行とは別に運営されていたが、1992年の組織再編により、州立銀行内の既存の住宅分野向け事業と統合された。これは、業務の効率化もさることながら、積極的に金融事業の規模を拡張しようとするWestLBの資本を增強し、翌年にひかえた資本規制の厳格化に対応することを目的としたものであった^{*41}。

同様の背景から、他州でも州立銀行への資産移転が進められた。ニーダーザクセン州では、戦後復興政策の一環として、住宅・農業・産業振興の各分野で政策金融事業を担う信託機関（Landestreuhandstellen, LTS）が設置され、融資の提供や補助金の給付などが行われていた。これらの信託機関が、NORD/LBの自己資本比率の引き上げなどを目的として、1991年に州立銀行に移管された。ハンブルク州でも、州政府100%出資の政策金融機関として運営されていた先述のハンブルク住宅建設金融機関に関して、州政府が保有していた出資持分の81.86%分が、1986年と1992年の二度に分けて州立銀行に実質的に移された^{*42}。

(2) 州立銀行からの政策金融機能の切り離し

SH州でも、二度の世界大戦での敗北からの復興に際して設立されていたSH州住宅建設金融

*41 なお、NW州では1988年、州政府本体で行っていた補助金給付事業や融資事業を、主として効率化の観点から、WestLB内に新設した部署で実施するようになった（Investitionsbank NRW, IB）。WestLB年次報告書、およびDeeg（1999）参照。

*42 本文で触れたハンブルク州・ニーダーザクセン州・NW州、および次に触れるSH州のほか、それぞれの事情からバイエルン州やベルリン州、ヘッセン州（脚注43参照）でも、州政府が保有する資産が州立銀行に移管された。これに関しては、民間金融機関との競争環境の公平性を確保する観点から問題視され、1993年にNW州の案件を主たる対象として欧州委員会が調査を実施することとなった。その後、本件は、資産移転そのものの是非を問うものから、州立銀行（・貯蓄銀行）に対する公的保証の提供の是非を問う事態へと発展した。そして最終的には、州政府による州立銀行への資産移転は競争条件に反するとして必要な回復措置を採ることが求められるとともに、公的保証の廃止・変更を進めることが、欧州委員会とドイツの間で合意された。詳しくは、石田（2016）参照。また、州立銀行に対する公的保証の取り扱いについては、本文で後述する。

機構（Wohnungsbaukreditanstalt des Landes Schleswig-Holstein, WKA）と SH 州経済復興公庫（Wirtschaftsaufbaukasse Schleswig-Holstein AG, WAK）が、SH 州立銀行の財務基盤の強化を目的として、1991 年に移管された。ただし、州立銀行の傘下でこの二つの組織が SH 政策投資銀行（Investitionsbank Schleswig-Holstein, IB.SH）として統合された点で、SH 州は他と異なっていた。SH 政策投資銀行は、法的には SH 州立銀行に従属するものの、経済的・組織的には独立した組織とされ、前身の組織が担当していた住宅分野や経済振興分野はもちろんのこと、さらには環境・エネルギー分野や農業分野などをも含む、幅広い分野の政策金融事業を包括的に担った。つまり、SH 州では確かに、政策金融事業を担う組織が、1990 年代に州立銀行の傘下に集められた。しかしそれは、州立銀行の政策金融機能を強化するものではなく、むしろ州立銀行とは独立した組織のもとで集約的に行うという、今日の地域政策支援銀行につながる体制を（少なくとも結果的に）構築する施策だったのである。

こうした改革がより明確な形で推し進められたのが、RP 州とヘッセン州である。RP 州では先述の通り、1958 年に州唯一の州立銀行が創設され、州政府と州貯蓄銀行協会が共同で出資していた。ところが、州域を超えた州立銀行グループを形成する動きが全国的に進むと、RP 州政府は 1993 年、RP 州立銀行に対する出資を引き上げ、保有していた 50% 分の持分を WestLB（NW 州）と南西ドイツ州立銀行（BW 州）に全て売却した。そして、州政府自らが 100% 出資主体となる形で新たに RP 政策投資・建設銀行（Investitions- und Strukturbank Rheinland-Pfalz, ISB）を創設し、当初は経済振興分野に限ってではあったものの、同行を通じて政策金融事業を行うこととしたのである。ヘッセン州でも、ヘッセン州立銀行について、1990 年に州政府の出資持分が州の貯蓄銀行協会に売却され、テューリンゲン州（Thüringen）との共同出資の組織とされた。ヘッセン州政府はその上で、これとは別に自らが 100% 出資する経済振興分野の政策金融機関として、ヘッセン投資銀行（Hessen Investitionsbank AG – Hessische Landesentwicklungs – und Treuhandgesellschaft）を新設した^{*43}。このように RP 州とヘッセン州の 2 州は、競争環境の激化や規制強化といった環境変化も踏まえて、単独で州立銀行を運営し続けることはせず、出資を引き上げることにした。そして、新たな政策金融機関を設立し、この時点ではまだ一部の事業分野にとどまるものの、政策金融機能を州立銀行から切り離す方針を採ったのである。

(3) 旧東ドイツ地域における政策金融機関の創設

州立銀行とは別の組織を通じて政策金融事業を行う動きは、1990 年に統合された旧東ドイツ地域でも広く見られた。同地域の多くの州は、自州独自の州立銀行を設立することはせず、政府

*43 ヘッセン州では、確かにその後、1998 年に、社会住宅の建設促進を目的としたローンの提供を行う信託基金が、テューリンゲン州と共同で運営するヘッセン・テューリンゲン州立銀行に移管された。ただし、これは結果的に州立銀行の財務基盤の強化にはつながったものの、少なくとも当初は、基金が保有するローン債権は民間に売却される予定であった。州立銀行への移管は、入札が不調に終わったことを受けての措置であった。

のメインバンクとしての役割や貯蓄銀行セクターの振替中央銀行としての役割を、旧西ドイツの州立銀行に委ねた。ただし、州政府の政策に連動する政策金融事業については、州政府自身の政策金融機関を新設し、そこで包括的に、そして専門特化して行うこととした。その結果、地域政策支援銀行に関しては、むしろ旧東ドイツ地域の方が、旧西ドイツ地域に先んじる形で整備されることとなった。

具体的にみると、メクレンブルク・フォアポンメルン州（Mecklenburg-Vorpommern, MV）とザクセン・アンハルト州（Sachsen-Anhalt）は、1990年代初めにニーダーザクセン州と合意を交わした。そして、NORD/LB（ニーダーザクセン州）が旧東ドイツ2州でも州立銀行としての事業を行い、振替中央銀行として貯蓄銀行間の資金決済を仲介する役割、あるいはメインバンクとして州・地方政府の財政運営を支える役割を果たすこととなった。ただし、住宅分野や経済振興分野の政策金融事業については、MV州、ザクセン・アンハルト州ともに、各々自州の組織で行うこととし、まずは分野ごとに信託機関や部局を設けた上で、1990年代半ばにそれらを州内で統合した組織を立ち上げた。そして、NORD/LBに法的には従属しつつも、経済的・組織的には独立して、MV州やザクセン・アンハルト州の各州政府の方針に従った運営が行われる体制が整えられた。ブランデンブルク州でも、NW州との合意に基づいてほぼ同様の方針が採られ、同州の政策金融事業を包括的に担う金融機関としてブランデンブルク政策投資銀行（Investitionsbank des Landes Brandenburg, ILB）が創設された^{*44}。

テューリンゲン州は、ヘッセン州と関係をいち早く深め、それぞれの州の貯蓄銀行セクターが合同で協会（Sparkassen- und Giroverband Hessen-Thüringen）を組織した上で、同協会が100%出資する形でヘッセン・テューリンゲン州立銀行（Landesbank Hessen-Thüringen – Girozentrale – , Helaba）を創設し、両州で州立銀行としての事業を行うこととした。ただし、テューリンゲン州ではこれに加えて、州単独でテューリンゲン建設銀行（Thüringer Aufbaubank, Anstalt des öffentlichen Rechts, TAB）を創設し、1990年代当初はバイエルン州の支援を受けて運用されていた住宅分野の基金も後に継承し、テューリンゲン州における政策金融事業全般を担当することとされた。

旧東ドイツ地域で独自の州立銀行を設立したのは、ザクセン州（Sachsen）だけであった。ザクセン州は、そもそもは旧東ドイツ地域全体で一つの政策金融機関を創設し、旧西ドイツ地域に頼らない体制を構築することを目指していた。しかし、旧東ドイツ地域全体として組織した貯蓄銀行協会（Ostdeutscher Sparkassen- und Giroverband, OSGV）から、テューリンゲン州、そしてザクセン・アンハルト州が相次いで離脱し、上述のように旧西ドイツ地域の州立銀行の支援を受ける途を選択した。これを踏まえて、ザクセン州は当初の方針を断念し、独自の州立銀行であるザクセン州立銀行（Landesbank Sachsen Girozentrale, SachsenLB）を通じ

*44 ただし、ブランデンブルク政策投資銀行に対する州政府の出資比率は25%にとどまり、WestLB（NW州）とベルリン州立銀行からの出資も受けていた。2024年現在でも、同行に対する州政府の出資比率は50%となっており、地域政策支援銀行としては稀有な出資構成となっている。

て政策金融事業を行うこととしたのである^{*45}。ザクセン州でも、BW州が支援を行い、経済振興事業などに携わるザクセン建設・振興銀行（Sächsische Aufbaubank – Förderbank –, SAB）がBW州信用銀行の支部（Zweiganstalt）として創設されたり、南西ドイツ州立銀行がザクセン州立銀行と資本関係を結んだりした。しかし、こうした支援も、先に触れたBW州における政策金融機関の再編に伴って、2000年前後に相次いで引き上げられた^{*46}。

< 3 > 地域政策支援銀行の普及

(1) 政策金融機関に対する公的保証をめぐる制度改革

2000年代に入ると、それまで州立銀行のもとで政策金融事業を行っていた州でも、そこから政策金融機能を切り離す動きが進められた。そして、今日のようにほぼ全ての州において、地域政策支援銀行という形で、州政府が実施する政策金融事業が幅広く、そしてそれに特化して実施されるようになった。その大きな要因となったのは、州立銀行に対して従来提供されていた2つの公的保証の廃止・変更である。

州政府は、地方政府とともにかつて、自らが運営する州立・貯蓄銀行に対して、出資を行うだけでなく、事業運営リスクを公的に保証するという優遇措置を提供していた。すなわち、州・地方政府は、州立・貯蓄銀行の債務の元利償還を明示的に保証していただけでなく（保証責任）、州立・貯蓄銀行が一貫して金融事業を継続していくための経済的基盤を保障し、財務状態が極度に悪化した際はいつでも、また金額の上限なく、経済的な支援を提供する責任を負っていたのである^{*47}（組織維持責任）。

このような措置が採られるようになったのは、1931年に流動性危機が発生した時期からである^{*48}。それまで、貯蓄銀行などは、政府の一組織として内部に組み入れられていた。しかし、第一次世界大戦の後、地方政府の財政状態が次第に悪化すると、1920年代末には地方政府からの債務返済が一部で滞る事態に至った。これにより、地方共同資金調達機関としての役割を果たしていた振替中央銀行、そしてそこに預金を預け入れたり、発行債券を保有するなどしていた貯蓄銀行は、手元資金が枯渇して資金繰りに窮することとなった。その影響が金融市場全体に波及したために、事態の悪化を食い止めるための緊急対応、および再発防止に向けた制度改革が実施されたが、その際に貯蓄銀行などは政府本体から切り離され、独立した法人格を有する金融機関とされた。ただし、その後も引き続き、州・地方政府は貯蓄銀行などの事業運営を支えていくこと

*45 Fraktion DIE LINKE im Sächsischen Landtag (2009) 参照

*46 ベルリン州の状況について詳しくは、三宅 (2021b)、および本稿補足資料参照。

*47 州政府が州立銀行に対する組織維持責任を実際に明瞭な形で果たした事例として、ヘッセン州が1973・74年に、ニーダーザクセン州が1974年に、RP州が1985年に、それぞれ自州の州立銀行に公的資金を投入したとされる。加藤 (2003) (大元の出所は、Banking Federation of the European Union) 参照。

*48 Hackethal (2004)・Mura (1987) 参照。1931年の流動性危機をめぐる一連の動向について詳しくは、三ツ石 (2003)・(2005)・(2006) 参照。

とされ、上記のような2つの公的保証が提供されるようになったのである^{*49}。

もっとも、民間金融機関と競合する分野で金融事業を展開しているにも関わらず、こうした優遇措置が州立・貯蓄銀行に対して採られ続けてきたことに対しては、かねてより民間商業銀行や協同組合銀行などから根強い批判があった。しかし、1990年代に欧州の域内市場統合が一気に進み、金融市場における健全な競争環境の整備を求める声が国外からもあがるようになると、ドイツ政府としてもいよいよ、州立・貯蓄銀行に対する2つの公的保証のあり方を問い直さざるをえなくなった。そして、先に触れたNW州政府によるNW州住宅建設振興機構のWestLBへの移管に対し、1993年にドイツ民間銀行団体であるドイツ銀行協会（Bundesverband Deutscher Banken, BDB）が欧州委員会に異議申し立てを行ったことを機に、州立・貯蓄銀行に対する公的保証の是非が欧州レベルで議論されることとなった。その結果、2001年の基本合意（Verständigung 1）、および翌2002年の修正合意（Verständigung 2）によって、移行措置を設けた上で、2005年7月より保証責任は廃止された^{*50}。また、組織維持責任も見直され、州・地方政府は、一般的な出資主体としての役割を超えて、州立・貯蓄銀行の経済的基盤を保障することはしない、とされた。ただし、2002年の修正合意には、政府が実施する構造的・経済的・社会的政策、あるいは政府の公的役割を金融面で支援することに特化した「特別金融機関（Special Credit Institution）」に対しては、引き続き公的保証を提供してもよいとする例外規定も盛り込まれた。

(2) 民間金融事業と政策金融事業の分離

こうした規制改革により、民間金融事業を営む州立銀行が、州政府から2つの公的保証を従前のように受けながら政策金融事業を行うことは、制度的に不可能となった。そこで、これまで州立銀行を自らの中核的な政策手段としてきた州政府においても、公的保証が認められた「特別金融機関」を通じて政策金融事業を引き続き行うべく、州立銀行から政策金融機能を分離し、同機能に特化した地域政策支援銀行を新設する動きが相次いだ。NW州では、2002年にWestLBの民間金融事業部門と政策金融事業部門が切り離され、NW州住宅建設振興機構を含む後者が独立してNW州立銀行（Landesbank Nordrhein-Westfalen）、現在のNRW.BANKが設立された。ニーダーザクセン州では、2004年にニーダーザクセン政策投資・振興銀行（Investitions- und Förderbank Niedersachsen GmbH, NBank）が創設され、NORD/LBのもとで行われていた州の政策金融事業が移管された。そして、資本増強を目的として

*49 なお、中央政府（Reich）は、貯蓄銀行・振替中央銀行に対して公的資金の供給を伴う緊急支援を行うとともに、1931年の大統領令（Verordnung des Reichspräsidenten）を通じて州・地方政府への融資を禁止する措置を講じた。これにより、県立銀行などの地方共同資金調達機関としての性格は、第二次世界大戦後にこの措置が（一部、短期融資を除いて）ほぼ全面的に解除されるまで、一時的に失われた。

*50 欧州委員会2001年5月8日付勧告文書（Commission Recommendation）・翌2002年2月28日付プレスリリース（IP/02/343）付属文書参照。規制改革の内容について詳しくは、石田（2016）・黒川（2006）・三宅（2021a）参照。

NORD/LB の傘下に置かれていた先述の信託機関も、2008 年にはニーダーザクセン政策投資・振興銀行に移された。ザクセン州でも、2000 年代初めに L-Bank (BW 州) がザクセン建設・振興銀行に対する出資を引き上げ、後者は最終的にザクセン州政府の 100% 出資機関とされ、同州における政策金融事業全般を手掛ける政策金融機関とされた。

一方で、ハンブルク州と SH 州では、この制度改革を機に、将来の金融規制強化をも見据えて州立銀行の組織体制を強化するべく、両州の州立銀行を統合して HSH 北部銀行 (HSH Nordbank) を設立した。その上で、SH 州では、SH 州立銀行の財務基盤の強化を目的とした資産移管の際にすでに創設されていた先述の SH 政策投資銀行が、州立銀行から形式的にも独立した。そして、組織名称はそのままだ、州の政策金融事業全般を担う地域政策支援銀行として事業を開始した。ハンブルク州では、HSH 北部銀行の創設を機に、これとは別に州政府自身の政策金融機関を用意するべく、ハンブルク州立銀行内にあったハンブルク住宅建設金融機構を切り離し、州政府が直接的に 100% 出資する組織として独立させた。そして、2013 年にハンブルク政策投資振興銀行 (Hamburgische Investitions- und Förderbank, IFB Hamburg) となり、住宅分野を中心としつつも、政策金融事業全般を手掛ける地域政策支援銀行となった。

また、州立銀行に対する公的保証をめぐる制度改革が行われる以前に地域政策支援銀行が創設・運営されていた BW 州やバイエルン州などでは、地域政策支援銀行の根拠法が改正され、機関としての目的が個別具体的に明記され、政策金融機能に特化すること、そして包括的に担当することがより明確にされた。

なお、すでに 1990 年代から政策金融機能を部分的に州立銀行から切り離していた州では、今日のような形で地域政策支援銀行が組織されるまでに、やや時間を要した。RP 州では、先にも触れたように、1993 年に RP 政策投資・建設銀行が設立されたが、この当時は経済振興分野の政策金融事業に特化していた。その後、担当する事業分野が段階的に広げられたものの、住宅分野については引き続き、州立銀行内の信託部門を通じて行われていた。住宅分野の政策金融事業の実施主体が RP 州信託銀行 (Landestreuhandbank Rheinland-Pfalz, LTH) として独立したのは、2000 年代後半のグローバル金融危機の際、RP 州立銀行が LBBW (BW 州) に吸収合併された時のことである。そして、2012 年に RP 州信託銀行が RP 政策投資・建設銀行に統合されたことで、後者はようやく州の政策金融事業を包括的に担う現在の形となった。ヘッセン州でも、先述したヘッセン投資銀行と、Helaba 内で住宅分野の政策金融事業を行う信託部門が最終的に一体となり、ヘッセン経済・インフラ銀行 (Wirtschafts- und Infrastrukturbank Hessen – rechtlich unselbständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale, WI Bank) が誕生したのは、2009 年のことであった。

(3) 州立銀行の位置付けの低下

このようにして、2000 年代前半の制度改革を契機に、州立銀行がそれまで担ってきた政策金融事業の多くは、地域政策支援銀行に移された。州立銀行は、引き続き州 (・地方) 政府のメイ

ンバンクとしての役割や州内の貯蓄銀行間の為替取引を仲介する役割などは担ったものの、期待される政策的役割は減じられ、基本的に民間金融事業に注力することとなった。とはいえ、比較的低リスクの低い伝統的な商業銀行ビジネスに従事し、預金を主たる資金調達源としていた貯蓄銀行とは異なり、国外でも積極的に投資銀行ビジネスを展開し、債券発行を通じて多額の資金を調達していた州立銀行は、公的保証の廃止・変更によって資金調達コストの上昇が懸念されることとなった。さらに、2005年よりファンドブリーフ債の発行における優遇措置も廃止され、州立銀行は民間金融機関と同じ規制に準拠して起債しなくてはならなくなった^{*51}。その結果、そもそも収益性の低さが重要な経営課題とされていた州立銀行の置かれる状況は、よりいっそう厳しいものとなった^{*52}。

その矢先、2007年のサブプライム・ローン問題、そして翌2008年の大手投資銀行リーマン・ブラザーズ（Lehman Brothers）の経営破綻を契機とした米国発のグローバル金融危機が発生したことによって、事態はさらに深刻化した^{*53}。他の欧米大手投資銀行と比べてやや遅れて証券化商品市場に参入していた州立銀行は、流動性危機に直面するとともに、保有する証券化商品で多額の評価損を計上することを余儀なくされた。その結果、ザクセン州立銀行は、早くも2007年の段階でLBBW（BW州）による支援を受け、翌年には救済合併された。また、この時は救済側に回ったLBBWも、バイエルン州立銀行などとともに結局は数十億ユーロ単位の損失を計上し、州政府などからの公的支援を受けた。WestLB（NW州）に至っては、2000年代前半からすでに経営状態が悪化していたが、リーマン・ショックによっていよいよ追い詰められる形となり、州政府・連邦政府からの支援を受けたものの、最終的には清算されることとなった。

HSH Nordbank（ハンブルク州・SH州）も、グローバル金融危機の影響を受けて29億ユーロの損失を計上し、ハンブルク・SH両州政府と連邦政府から経済的支援を受けた。ただし、同行の場合はこれだけにとどまらず、2010年代の海運不況によって船舶ファンド（Schiffsfonds）や造船業関連企業向けの融資が焦げついたことで、さらなる不良債権を抱え込むことになった^{*54}。その結果、2010年に一度はグローバル金融危機を乗り越えて、州政府からの経済的支援の縮減も予定されたが、2011年から再び赤字経営に転落してしまい、改めて事業再建計画を見直さざるをえなくなった。そして最終的には、州政府がHSH Nordbankから不良資産を引き受けた上で、州立銀行そのものは民間投資ファンドに売却され、ハンブルク商業銀行（Hamburg Commercial Bank）として完全民営化された。

ドイツ北部ではその他の州でも、2010年代の海運不況の影響を大きく受けた。ブレーメン州立銀行（Bremer Landesbank）は、2000年代後半のグローバル金融危機の際には黒字を維持していたが、海運不況が深刻化した2016年には連結ベースで13.8億ユーロもの赤字を計上

*51 脚注29参照

*52 州立銀行の収益性について詳しくは、Detzer et al. (2017) など参照。

*53 2000年代後半のグローバル金融危機がドイツの金融業、そして州立銀行に与えた影響について詳しくは、飯野（2010）・（2019）、黒川（2010）、齋田（2008）、藤澤（2010）、三宅（2021b）など参照。

*54 2010年代の海運不況が州立銀行に与えた影響については、三宅（2021b）参照。

した。その結果、翌年には、創業当時から資本関係があったNORD/LB（ニーダーザクセン州）からの支援を受け、同行の100%子会社となった。そのNORD/LBも、海運関連の不良債権の累増によって、この時期は毎年20億ユーロ前後の赤字を抱える状況に陥った。一時はHSH Nordbankと同様に民営化される可能性も取り沙汰されたが、事業規模を大幅に縮減することを条件に、州政府による公的資金の注入を受けて存続されることとなった。

確かに、今日においても依然として州立銀行の事業規模は、個々の単位でみると決して小さくなく、民間と比べても中堅ないし大手の金融機関といってよい。直近では、LBBWの総資産（2023年末時点）が3,333.0億ユーロと州立銀行内では最も大きく、民間金融機関を含めたランキング（2022年末時点）でも第6位に位置している^{*55}。これに、バイエルン州立銀行（2,733.6億ユーロ・第8位）、Helaba（ヘッセン州など）（2,020.7億ユーロ・第10位）と続いている。地域政策支援銀行と比べても、州立銀行の事業規模は数倍以上、ニーダーザクセン州に至っては20倍以上の規模となっている（前掲図表1）。とはいえ、かつて旧西ドイツ地域の全州で各1行設置されていた州立銀行は、今日では、LBBW・バイエルン州立銀行・Helaba・NORD/LB・ザール州立銀行（・ベルリン州立銀行）が残るのみとなっている^{*56}。出資関係をもつ州立銀行をもたない州はちょうど半分、8州となっている。

4. 結びに代えて

本稿では、ドイツにおける州レベルの政策金融機関の制度的変遷を概観した。かつて、その代表的な存在であった州立銀行は、今日では州（・地方）政府のメインバンクとしての役割や貯蓄銀行セクターの一角として資金決済を仲介する役割を残して、少なくとも公的支援重視モデルとしての政策金融機関に期待される政策金融機能は担っていない。また、2000年代後半以降の金融市場の混乱もあって、政策金融手段として州立銀行をもたない州も珍しくなくなっている。現在では全ての州で、地域政策支援銀行と呼びうる類型が、州政府による出資、そして2つの公的保証によって運営を支えられながら、政策金融事業を幅広く包括的に、そして専門特化して担っている。このような形となった直接的な契機は、2000年代初めの制度改革、すなわち州立銀行などに対する2つの公的保証の廃止・変更である。しかし、各州における政策金融機関の誕生や変遷の過程は多様であった。20世紀後半において、NW州のように州立銀行を中核的な州の政策金融手段と位置付けていたところもあれば、BW州のように州立銀行（振替中央銀行）とは別に政策金融機関を運営したところもあった。一部の政策金融事業に特化した組織ということでは、旧西ドイツ地域の多くの州が20世紀以前より、あるいは2度の世界大戦後の復興事業

*55 総資産残高は各州立銀行の年次報告書、金融機関ランキングの順位はBank-Verlag, *die Bank* 参照。なお、*die Bank*の廃刊に伴い、2023年末時点のデータに基づくランキングは取得できなかった。

*56 ベルリン州立銀行は、正確には貯蓄銀行に分類される金融機関であり、ドイツ貯蓄銀行協会グループが実質的に100%出資している。ただし、州レベルで公的役割を果たすことが引き続き期待されている組織ということもあって、DSGVのウェブサイトでの説明などにおいても、州立銀行に準じる金融機関とされている。

を円滑に進める目的などから、信託基金や独立した政策金融機関を設置していた。そうした組織が、政策金融事業に対する社会的なニーズの高まりや変容に対応して、あるいは州立銀行の事業運営を取り巻く状況の変化に合わせて、次第に再編され、一部の州では20世紀の終わりに一組織に統合された。こうした前提があったことが、2000年代初めの制度改革を機とした現状への移行につながったのである。

もっとも、州レベルの政策金融機関の制度的な有り様は、現在ではほぼ同じとなっているものの、地域政策支援銀行を通じて各州政府が実施している実際の政策金融事業の内容は、州によって相当に異なる。地域政策支援銀行の事業規模の違いもさることながら、注力している政策金融事業の分野、金融サービスの提供方法も、各州の個別事情に合わせた形で多様となっている。その具体的な内容や、背景にある要因を明らかにすることについては、今後の研究課題としたい。

補足資料

01. バーデン・ヴュルテンベルク州 (Baden-Württemberg, BW)

- 1972年、BW州信用銀行 (Landeskreditbank Baden-Württemberg, LKB) 創設^{*57}。Badische Landeskreditanstalt と Württembergische Landeskreditanstalt の統合。州政府による100%出資。
 - ✓ 1924年、Württembergische Wohnungskreditanstalt 創設^{*58}。1927年より、債券発行による独自の資金調達が可能に。
 - ✓ 1932年、Württembergische Landeskreditanstalt (Lakra) へ改称
 - ✓ 1934年、Badischen Landesfürsorgeanstalt 創設^{*59}。翌年、Badische Landeskreditanstalt für Wohnungsbau, BLK へ改称。
 - ✓ 1953年、Württembergische Landeskreditanstalt と Badische Landeskreditanstalt für Wohnungsbau の定款 (Satzung) を変更。事業協調を開始。
- 1992年、LKB、州政府の補助事業の実施を支援^{*60}
- 1999年、BW州立銀行 (Landesbank Baden-Württemberg, LBBW) 創設^{*61}。南西ドイツ州立銀行・州立資金決済銀行・BW州信用銀行 (民間部門) の統合。
 - ✓ 1989年、南西ドイツ州立銀行 (Südwestdeutsche Landesbank Girozentrale, SüdwestLB) 創設^{*62}。Landesbank Stuttgart と Badische Kommunale Landesbank – Girozentrale – の統合。出資構成は、Württembergischer Sparkassen- und Giroverband 70%、Badischer Sparkassen- und Giroverband 30%。
 - 1916年、Württembergische Kommunale Landesbank Girozentrale, Stuttgart (Landesbank Stuttgart) 創業^{*63}
 - 1917年、Badische Kommunale Landesbank - Girozentrale, Mannheim 創設^{*64}
 - ✓ 1975年、州立資金決済銀行 (Landesgirokasse – öffentliche Bank und Landessparkasse, LG) 創設^{*65}。Girokasse Stuttgart と Württembergische

*57 Gesetz über die Landeskreditbank Baden-Württemberg vom 11. April 1972 (GVBl. S. 129)

*58 L-Bank ウェブサイト „Geschichte der L-Bank“

*59 L-Bank ウェブサイト・年次報告書 (Geschäftsbericht) 2023年版

*60 L-Bank ウェブサイト

*61 Gesetz über die Landesbank Baden-Württemberg vom 11. November 1998 (GVBl. S. 589)・L-Bank ウェブサイト

*62 LBBW, „Bereit für Neues“

*63 Mura (1987)

*64 Mura (1987)

*65 LBBW, „Bereit für Neues“

Landessparkasse の統合。出資構成は、Stuttgart 市政府 50%・州政府 50% *66。

- 1818 年、Württembergische Spar-Casse 創設 *67
- 1912 年、Württembergische Landessparkasse (LASPA) 創設 *68。
Württembergische Spar-Casse を出自とする。
- 1916 年、Städtische Sparkasse Stuttgart、Städtische Girokasse Stuttgart 創設 *69
- 1971 年、Städtische Sparkasse Stuttgart と Städtische Girokasse Stuttgart、統合 *70
- 1999 年、L-Bank (Landeskreditbank Baden-Württemberg – Förderbank –) 創設 *71。BW 州信用銀行内の経済振興組織 (Förderungsanstalt) とザクセン建設・振興銀行 (Sächsische Aufbaubank, SAB) の統合により、経済振興銀行 (Förderbank) へ。州政府による 100% 出資。
- 2005 年、LBBW、BW-Bank と統合 *72
 - ✓ 1977 年、Baden-Württembergische Bank (BW-Bank) 創設 *73。Badische Bank in Karlsruhe・Württembergische Bank・民間金融機関の Handelsbank Heilbronn の統合。株式会社。
- 2005 年、L-Bank、LBBW の出資持分を取得 *74
- 2008 年、LBBW、RP 州立銀行 *75・ザクセン州立銀行 (SachsenLB) を吸収合併 *76。その後、(LBBW) Rheinland-Pfalz Bank・(LBBW) Sachsen Bank の呼称が使われたが⁸、それぞれ 2019 年と 2018 年に廃止 *77。
- 2015 年、L-Bank、LBBW の出資持分を売却し、資本関係を解消 *78。LBBW の出資構成は、州政府 40.5%・州貯蓄銀行協会 40.5%・Stuttgart 市政府 18.9% へ。

*66 Deeg (1999)

*67 LBBW, „Bereit für Neues“

*68 LBBW, „Bereit für Neues“

*69 LBBW, „Bereit für Neues“

*70 LBBW, „Bereit für Neues“

*71 Gesetz über die Landeskreditbank Baden-Württemberg – Förderbank - vom 11. November 1998 (GVBl. S. 581)

*72 LBBW, „Bereit für Neues“

*73 LBBW, „Bereit für Neues“・Deeg (1999)

*74 L-Bank 年次報告書 2015 年版

*75 Staatsvertrag zwischen dem Land Baden-Württemberg und dem Land Rheinland-Pfalz über die Vereinigung der Landesbank Baden-Württemberg und der LRP Landesbank Rheinland-Pfalz

*76 LBBW 年次報告書 2008 年版

*77 LBBW 年次報告書 2008 年版・2018 年版

*78 LBBW 年次報告書 2015 年版

02. バイエルン州 (Bayern, BY)

- 1949年、バイエルン不動産信用機構 (Bayerische Landesbodenkreditanstalt) 創設^{*79}。
Bayerische Landeskulturrentenanstalt より、改称。
 - ✓ 1884年、Bayerische Landeskulturrentenanstalt 創設^{*80}
 - ✓ 1908年、Bayerische Landeskulturrentenanstalt の事業に、住宅分野での政策金融事業を追加。次第に、同事業に比重をシフト。
- 1951年、バイエルン州建設金融機構 (Bayerische Landesanstalt für Aufbaufinanzierung, LfA Förderbank Bayern) 創設^{*81}
- 1971年、Bayerische Staatsbank、民間金融機関の Bayerische Vereinsbank へ吸収合併^{*82}
 - ✓ 1780年、Bayerische Staatsbank 創設^{*83}
 - ✓ 1998年、Bayerische Vereinsbank、Bayerischen Hypotheken- und Wechsel-Bank (Hypo-Bank) (1835年創業) と統合し、Bayerischen Hypo- und Vereinsbank AG へ
 - ✓ 2005年、イタリアの大手金融機関 UniCredit グループへ
- 1972年、バイエルン州立銀行 (Bayerische Landesbank, BayernLB) 創設^{*84}。バイエルン不動産信用機構・Bayerische Gemeindebank (Girozentrale) Öffentliche Bankanstalt の統合。出資構成は、州政府 50%・州貯蓄銀行協会 50%。バイエルン不動産信用機構 (Bayerische Landesbodenkreditanstalt Anstalt der Bayerischen Landesbank Girozentrale, Bayern Labo) は、州立銀行内で引き続き、住宅供給政策に加えて都市開発事業を重点的に支援。
 - ✓ 1914年、州貯蓄銀行協会、振替中央銀行創設^{*85}。当初は Girozentrale Bayerischer Sparkassen。
 - ✓ 1917年、組織として独立
 - ✓ 1925年、インフレに伴う事業環境の悪化に対応した改革を実施。Bayerische Gemeindebank (Girozentrale) Öffentliche Bankanstalt へ組織名を変更^{*86}。

*79 Gesetz über die Bayerische Landesbodenkreditanstalt vom 19. April 1949 (GVBl. S. 85)

*80 BayernLB 投資家向け説明資料・BayernLabo, „Die Geschichte der BayernLabo“

*81 Gesetz über die Bayerische Landesanstalt für Aufbaufinanzierung vom 7. Dezember 1950 (GVBl. 1951 S. 4)・LfA ウェブサイト

*82 HypoVereinsbank ウェブサイト。バイエルン州政府は、バイエルン協同銀行の出資持分のうち 20%を保有し、少数株主として引き続き資本関係を維持した (Deeg (1999))。

*83 HypoVereinsbank ウェブサイト、Pohl ed. (1998)、楠見・島本 (1935)

*84 Gesetz über die Errichtung der Bayerischen Landesbank Girozentrale vom 27. Juni 1972 (GVBl. S. 210)・BayernLabo ウェブサイト „Die Geschichte der BayernLabo“

*85 BayerLB, Presseinfo, „Die Geschichte der BayernLB in Nürnberg“

*86 Pohl ed. (1998)

- 1994年、州政府、バイエルン不動産信用機構を通じて1957～1990年に住宅政策として提供していた融資事業のローン債権をバイエルン州立銀行へ移管し、特別基金勘定へ^{*87}。

03. ベルリン州 (Berlin, BE)

- 1990年、ベルリン州立銀行 (Landesbank Berlin – Girozentrale –, LBB) 創設^{*88}。西ベルリン貯蓄銀行 (Sparkasse der Stadt Berlin West) と東ベルリン貯蓄銀行 (Sparkasse der Stadt Berlin) の統合。公法上の金融機関。州政府による100%出資。
- 1993年、ベルリン政策投資銀行 (Investitionsbank Berlin, IBB) 創設^{*89}。Wohnungsbau Kreditanstalt を出自とする。ベルリン州立銀行に法的には従属しつつ、経済的・組織的には独立して運営。住宅分野に加えて、経済振興分野の政策金融事業も担当。
 - ✓ 1924年、Wohnungsfürsorgegesellschaft Berlin 創設^{*90}
 - ✓ 1937年、Wohnungsbau-Kreditanstalt Berlin (WBK) 創設。Wohnungsfürsorgegesellschaft Berlin からの組織転換により、法人格を有する組織へ。
 - ✓ 1965年、Wohnungsbau-Kreditanstalt、公法上の金融機関へ
- 1994年、ベルリン州立銀行、州政府が運営する政策金融機関を束ねる形で作られたベルリン銀行協会 (Bankgesellschaft Berlin, BGB) を持株会社とするグループへ^{*91}。ベルリン銀行協会の出資構成は、州政府56.8%・NORD/LB (ニーダーザクセン州) 15.0%・保険会社など28.2%^{*92}。ベルリン州立銀行の出資構成は、BGB 75%・州政府25%。
- 2001年から2003年にかけて、州政府など、不動産関連事業での損失拡大に直面したベルリン銀行協会グループに対して公的支援を実施^{*93}。州政府の出資比率は約81%へ。
- 2004年、ベルリン政策投資銀行、州立銀行から公法上の金融機関として分離・独立^{*94}
- 2006年、ベルリン州立銀行、株式会社化^{*95}。同時に、ベルリン銀行協会の機能を継承。州政府などによる持株会社への出資。

*87 Gesetz über die Bildung eines Zweckvermögens durch Übertragung von Treuhandforderungen des Freistaates Bayern in das haftende Eigenkapital vom 23. Juli 1994 (GVBl. S. 602)・欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.81)

*88 欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.01)

*89 Gesetz über die Errichtung der Investitionsbank Berlin vom 25. November 1992 (GVBl. S. 345)・欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.01)・IBBウェブサイト „Unsere Geschichte - Von der Wohnungsfürsorgegesellschaft zur IBB“・IBB年次報告書

*90 IBBウェブサイト・IBB年次報告書

*91 Gesetz über die Landesbank Berlin – Girozentrale – in der Fassung vom 3. Dezember 1993 (GVBl. S. 626)・欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.01)

*92 ベルリン銀行協会グループ年次報告書1994年版

*93 欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.01)・ベルリン銀行協会グループ年次報告書

*94 Gesetz zur rechtlichen Verselbständigung der Investitionsbank Berlin vom 25. Mai 2004 (GVBl. S. 226)・IBBウェブサイト・IBB年次報告書

*95 Gesetz über die Berliner Sparkasse und die Umwandlung der Landesbank Berlin - Girozentrale – in eine Aktiengesellschaft vom 28. Juni 2005 (GVBl. S. 346)

- 2007年、州政府、ベルリン州立銀行の出資持分をドイツ貯蓄銀行協会グループ (Sparkassen-Finanzgruppe) に売却^{*96}。ドイツ貯蓄銀行協会グループの出資比率は、間接保有分含めて最終的に100%へ。

04. ブランデンブルク州 (Brandenburg, BB)

- 1992年、WestLB (NW州)、ブランデンブルク州内の貯蓄銀行の資金決済を仲介する振替中央銀行としての事業を開始^{*97}
- 1992年、ブランデンブルク政策投資銀行 (Investitionsbank des Landes Brandenburg, ILB) 創設^{*98}。出資構成は、WestLB 50%・州政府 25%・ベルリン州立銀行 25%。
- 1996年、州政府、ブランデンブルク政策投資銀行の根拠法を改正し、機関としての目的を追加^{*99}。州内の政策金融事業を包括的に担う組織へ。
- 2009年、ベルリン州立銀行、ブランデンブルク政策投資銀行の出資持分を州政府に売却し、資本関係を解消^{*100}。ブランデンブルク政策投資銀行の出資構成は、州政府 50%・NRW. BANK (NW州) 50%へ。

05. ブレーメン州 (Hansestadt Bremen, HB)

- 1938年、ブレーメン州立銀行 (Bremer Landesbank) 創設^{*101}。出資構成は、NORD/LB (ニーダーザクセン州) 50%・州政府 25%・ニーダーザクセン州政府 25%^{*102}。
- 1983年、ブレーメン州立銀行、Staatliche Kreditanstalt Oldenburg-Bremen と統合し、(新) ブレーメン州立銀行 (Bremer Landesbank Kreditanstalt Oldenburg – Girozentrale –) へ^{*103}。出資構成は、NORD/LB 75%・州政府 25%。
 - ✓ 1883年、Oldenburgische Bodenkreditanstalt 創設^{*104}
 - ✓ 1906年、Oldenburgische Bodenkreditanstalt、Staatliche Kreditanstalt Oldenburg-Bremen に名称変更。州政府 50%・ニーダーザクセン州政府 50%^{*105}。ブレーメン州立銀行の創設後、共同運営^{*106}。

*96 LBB 年次報告書

*97 WestLB 年次報告書 2002年版・欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.22)

*98 Investitionsbank des Landes Brandenburg, „Chronik zum 25 jährigen Jubiläum der ILB“

*99 Gesetz über die Investitionsbank des Landes Brandenburg in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1996 (GVBl. I S. 258)・ILB, „Chronik zum 25 jährigen Jubiläum der ILB“

*100 ILB, „Chronik zum 25 jährigen Jubiläum der ILB“

*101 Mura (1987)

*102 NORD/LB ウェブサイト „Geschichte der NORD/LB“

*103 Gesetz zu dem Staatsvertrag zwischen der Freien Hansestadt Bremen und dem Land Niedersachsen über die Verschmelzung der Bremer Landesbank und der Staatlichen Kreditanstalt Oldenburg-Bremen vom 28. März 1983 (GVBl. S. 157)

*104 楠見・島本 (1935)

*105 NORD/LB ウェブサイト

*106 Pohl ed. (1998)

- 1997年、州政府、ブレーメン州立銀行に対する出資持分の一部を売却^{*107}。出資構成は、NORD/LB 92.5%・州政府 7.5%へ。
- 2000年、ブレーメン建設銀行（Bremer Aufbau-Bank, BAB）創設^{*108}。Hanseatischen Gesellschaft für öffentliche Finanzierungen mbH Bremen を出自とする。ブレーメン州・市による実質 100%出資。
- 2012年、ブレーメン州立銀行に対する資本増強を実施^{*109}。サイレント・パートナーの形での出資分がコア資本に転換されるとともに、NI州貯蓄銀行協会（Sparkassenverband Niedersachsen）が新規出資。出資構成は、NORD/LB 54.8%・州政府 41.2%・ニーダーザクセン州貯蓄銀行協会 3.9%へ。
- 2017年、NORD/LB、ブレーメン州立銀行の出資持分を全て取得し、100%子会社化^{*110}

06. ハンブルク州（Hansestadt Hamburg, HH）

- 1938年、ハンブルク州立銀行（Hamburgische Landesbank – Girozentrale –, HLB）創設^{*111}。公法上の金融機関。州政府による 100%出資。
- 1973年、ハンブルク住宅建設金融機構（Hamburgische Wohnungsbaukreditanstalt, WK）創設^{*112}。Hamburgische Wohnungsbaukasse を出自とする。
 - ✓ 1953年、Hamburgische Wohnungsbaukasse 創設^{*113}。第二次世界大戦後の再建や住宅建設促進の事業に取り組んでいたハンブルク州立銀行内の Wiederaufbaukasse（1947年創設）が、独立。
- 1986年、州政府、WK の出資持分 24%と特別資本をハンブルク州立銀行に移管^{*114}
- 1993年、州政府、WK の出資持分 38%を州政府の出資機構（HLB-Beteiligungsgesellschaft mbH）に、残りの保有分全てにあたる 38%をハンブルク州立銀行に移管^{*115}。最終的に、ハンブルク州立銀行は WK の出資持分 81.8%を取得。

*107 NORD/LB ウェブサイト

*108 VÖB, *Förderbanken in Deutschland Unterwegs im öffentlichen Auftrag*.

*109 ブレーメン州立銀行年次報告書 2012年版

*110 ブレーメン州立銀行年次報告書 2016年版・NORD/LB ウェブサイト

*111 ハンブルク州政府 Haushaltsplan 2003 „Fusion der Hamburgischen Landesbank und der Landesbank Schleswig-Holstein“・欧州委員会資料（OJ L 307 7.11.2006 P.110）

*112 Gesetz über die Hamburgische Wohnungsbaukreditanstalt in der Fassung vom 6. März 1973 (GVBl. S. 41)・Hamburgische Wohnungsbaukreditanstalt, „60 Jahre WK“

*113 Hamburgische Wohnungsbaukreditanstalt, „60 Jahre WK“

*114 欧州委員会資料（OJ L 307 7.11.2006 P.110）

*115 欧州委員会資料（OJ L 307 7.11.2006 P.110）

- 1997年、SH 州立銀行、ハンブルク州立銀行の出資持分を州政府より取得^{*116}。ハンブルク州立銀行の出資構成は、州政府 49.5%・SH 州立銀行 49.5%・HLB-Beteiligungsgesellschaft mbH 1%へ。
- 2003年、HSH 北部銀行（HSH Nordbank）創設^{*117}。ハンブルク州立銀行と SH 州立銀行の統合。株式会社。出資構成は、州政府 35.3%・WestLB（NW 州）26.8%・SH 州政府 19.5%・SH 州貯蓄銀行協会 18.2%^{*118}。同時に、WK は、ハンブルク州立銀行によって保有されていた出資持分が州政府に移管され、州政府による 100%出資へ。
- 2006年、WestLB、HSH 北部銀行の出資持分を、J.C. Flowers が率いる機関投資家に売却し、資本関係を解消^{*119}。HSH 北部銀行の出資構成は、州政府 35.3%・SH 州政府 20.0%・SH 貯蓄銀行協会 18.0%・J.C. Flowers など 26.5%へ。
- 2013年、ハンブルク政策投資・振興銀行（Hamburgische Investitions- und Förderbank, IFB Hamburg）創設^{*120}。公法上の金融機関。WK を出自とする。
- 2018年、HSH 北部銀行、民営化。ハンブルク商業銀行（Hamburg Commercial Bank）へ^{*121}。Cerberus Capital Management・J.C. Flowers など民間投資ファンドによる出資。

07. ヘッセン州（Hessen, HE）

- 1951年、Hessische Treuhandverwaltung 創設^{*122}
- 1953年、ヘッセン州立銀行（Hessische Landesbank Girozentrale, Frankfurt/M.）創設^{*123}。Hessische Landesbank・Nassauische Landesbank・Landeskreditkasse zu Kassel の統合。州政府の信託基金（Landestreuhandstelle, LTH）の運用を前身の組織から承継。
 - ✓ 1940年、Hessische Landesbank Girozentrale, Darmstadt 創設^{*124}。Hessische Landesbank - Staatsbank (1902年創設)・Landeskommunalbank - Girozentrale für Hessen (1921年創設の Hessische Girozentrale の役割を 1930年に承継)の統合。

*116 Gesetz über die Hamburgische Landesbank – Girozentrale – vom 27. August 1997 (GVBl. S. 434)・ハンブルク州政府 Haushaltsplan 2003・ハンブルク州立銀行年次報告書 1998年版

*117 Gesetz zur Fusion der Hamburgischen Landesbank – Girozentrale – mit der Landesbank Schleswig-Holstein Girozentrale vom 22. Mai 2003 (GVBl. S. 119)

*118 HSH 北部銀行年次報告書 2003年版

*119 HSH 北部銀行年次報告書 2006年版

*120 Gesetz über die Weiterentwicklung der Hamburgischen Wohnungsbaukreditanstalt zur Hamburgische Investitions- und Förderbank vom 5. April 2013 (GVBl. S. 148)

*121 ハンブルク商業銀行年次報告書 2018年版、ハンブルク州政府・SH 州政府, „Privatisierung der HSH Nordbank“

*122 Arcinsys Hessen ウェブサイト

*123 Mura (1987)

*124 Mura (1987)、楠見・島本 (1935)

- ✓ 1840年、Nassauische Landesbank 創設^{*125}
- ✓ 1832年、Landeskreditkasse zu Kassel 創設^{*126}
- 1965年、Hessische Landesentwicklungs- und Treuhandgesellschaft 創設^{*127}。Hessische Treuhandverwaltung を出自とする。業務の中心は、経済振興分野へ。
- 1990年、州政府、ヘッセン州立銀行の出資持分を貯蓄銀行協会に売却^{*128}
- 1990年、ヘッセン投資銀行 (Hessen Investitionsbank AG – Hessische Landesentwicklungs- und Treuhandgesellschaft) 創設^{*129}。Hessische Landesentwicklungs- und Treuhandgesellschaft を出自とする。州政府による100%出資。
- 1992年、ヘッセン州・テューリンゲン州合同の貯蓄銀行協会 (Sparkassen- und Giroverband Hessen-Thüringen)、創設^{*130}。同時に、同貯蓄銀行協会が100%出資主体となって2州合同の州立銀行であるヘッセン・テューリンゲン州立銀行 (Landesbank Hessen-Thüringen – Girozentrale – , Helaba) を創設。
- 1998年、州政府、1948～1998年に社会住宅政策として州政府が提供した債権を特別基金として、Helaba に移管^{*131}
- 2000年、Helaba、ヘッセン投資銀行の出資持分を取得
- 2001年、州政府、テューリンゲン州政府とともに Helaba の出資持分を取得^{*132}。出資構成は、州貯蓄銀行協会85%・州政府10%・テューリンゲン州政府5%へ。
- 2005年、ヘッセン投資銀行、株式会社から公法上の金融機関 (Investitionsbank Hessen) へ^{*133}。出資構成は、州政府50%・州貯蓄銀行協会50%。
- 2007年、ヘッセン州信託部門 (Landestreuhandstelle Hessen – Bank für Infrastruktur – rechtlich unselbstständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale, LTH) 創設^{*134}。Helaba に法的には従属しつつ、組織的・経済的には独立して運営。

*125 Mura (1987)、楠見・島本 (1935)

*126 Mura (1987)、楠見・島本 (1935)

*127 Arcinsys Hessen ウェブサイト

*128 Deeg (1999)

*129 Arcinsys Hessen ウェブサイト

*130 Gesetz zu dem Staatsvertrag zwischen den Ländern Hessen und Thüringen über die Bildung einer gemeinsamen Sparkassenorganisation Hessen-Thüringen Vom 25. Juni 1992 (GVBl. S. 291)

*131 欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.159)

*132 欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.159)

*133 Gesetz zur Errichtung der Investitionsbank Hessen (IBH-Gesetz) vom 16. Juni 2005 (GVBl. S. 426)

*134 Gesetz zur Errichtung der „Landestreuhandstelle Hessen -Bank für Infrastruktur-rechtlich unselbstständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale“ vom 18. Dezember 2006 (GVBl. 1 S. 732)・WI Bank 年次報告書

- 2009年、LTH、ヘッセン投資銀行を吸収合併し、ヘッセン経済・インフラ銀行（Wirtschafts- und Infrastrukturbank Hessen - rechtlich unselbständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale, WI Bank）へ^{*135}。
- 2012年、Helaba、WestLB（NW州）の一部事業を承継^{*136}
- 2018年、Helaba、デクシアのドイツ部門であるデクシア・コミューナルバンク・ドイツ（Dexia Kommunalbank Deutschland, DKD）を買収^{*137}

08. メクレンブルク・フォアポンメルン州（Mecklenburg-Vorpommern, MV）

- 1992年、州政府、ニーダーザクセン、ザクセン・アンハルト両政府と合意し、翌年より州立銀行としての事業を開始^{*138}
- 1995年、メクレンブルク・フォアポンメルン州振興協会（Landesförderinstitut Mecklenburg-Vorpommern -Geschäftsbereich der Norddeutschen Landesbank Girozentrale -, LFI）創設^{*139}。住宅建設促進局などを出自とする。
 - ✓ 1991年、内務省管轄の組織として住宅建設促進局（Landesbauförderungsamt, LBFA）創設。1994年より、ニーダーザクセン州の信託機関に事業を委託^{*140}。
 - ✓ 州振興協会のもう一つの出自は、経済促進プログラムを最初に請け負っていた、MV州の経済担当省のために事業を行っていたWeberbank Berliner Industriebank KGaA^{*141}(Bankgesellschaft Berlin)
 - ✓ 1996年以降、州政府内で行われていた政策支援プログラムが、断続的にLFIへ移管^{*142}
- 2005年、州政府、NORD/LBに対する出資を引き上げ^{*143}。2005年になって実際に公的保証が廃止されると、資本措置（Kapitalmaßnahme）が必要となり、MV州の出資比率が何もしなければ3,7%に引き下げられることとなったため、これを機にMV州政府は持分を売却^{*144}。

*135 Gesetz über die Wirtschafts- und Infrastrukturbank Hessen – rechtlich unselbständige Anstalt in der Landesbank Hessen-Thüringen Girozentrale vom 18. Dezember 2006, geändert durch Artikel 2 des Gesetzes vom 16. Juli 2009 (GVBl. 1 2009 S. 256)

*136 Helaba 2012年7月2日付プレスリリース

*137 Helaba 2019年5月2日付プレスリリース

*138 Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen, dem Land Sachsen-Anhalt und dem Land Mecklenburg-Vorpommern über die Norddeutsche Landesbank – Girozentrale - - 欧州委員会資料（OJ L 307 7.11.2006 P.58）

*139 NORD/LB, „Mecklenburg-Vorpommern Special“

*140 Gesetz zur Übertragung hoheitlicher Aufgaben auf das Landesförderinstitut Mecklenburg-Vorpommern Vom 26. Juli 1994

*141 NORD/LB, „Mecklenburg-Vorpommern Special“

*142 NORD/LB, „Mecklenburg-Vorpommern Special“

*143 Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen, dem Land Sachsen-Anhalt und dem Land Mecklenburg-Vorpommern über die Norddeutsche Landesbank – Girozentrale - - 欧州委員会資料（OJ L 307 7.11.2006 P.58）

*144 MV州 Gesetzentwurf 2005 Problem・Staatsvertrag 2002年・2005年

09. ニーダーザクセン州 (Niedersachsen, NI)

- 1948年、州政府、住宅分野・農業分野・経済振興分野の各々で信託機関 (Landestreuhandstellen, LTS) 創設^{*145}
- 1970年、北ドイツ州立銀行 (Norddeutsche Landesbank Girozentrale, Hannover/Braunschweig, NORD/LB) 創設^{*146}。Niedersächsische Landesbank Girozentrale・Braunschweigische Staatsbank・Hannoversche Landeskreditanstalt・Niedersächsische Wohnungskreditanstalt Stadtschaftの統合。公法上の金融機関。出資構成は、州政府60%・州貯蓄銀行協会 (Niedersächsische Sparkassen- und Giroverband, NSGV) 40%^{*147}。
 - ✓ 1933年、Niedersächsische Landesbank Girozentrale 創設^{*148}。Girozentrale Hannover (1915年創設)とLandesbank der Provinz Hannover (1917年創設)の統合。
 - ✓ 1919年、Braunschweigische Staatsbank 創設^{*149}。Herzogliches Leyhaus (1765年創設、後のHerzogliche Leihhausanstalt)と17の貯蓄銀行の統合。振替中央銀行^{*150}。
 - ✓ 1840年、Hannoversche Landeskreditanstalt 創設^{*151}
 - ✓ 1918年、Niedersächsische Wohnungskreditanstalt Stadtschaft 創設^{*152}。ニーダーザクセンのプロヴィンツ協会の機能を承継。
- 1991年、州政府、信託機関をNORD/LBに移管^{*153}
- 1993年、NORD/LB、MV州とST州における州立銀行としての事業開始に伴い、新たな出資を受け入れ^{*154}。出資構成は、州政府40%・NSGV26.6%・ST州政府10%・MV州政府10%・ST州貯蓄銀行協会6.6%・MV州貯蓄銀行協会6.6%へ^{*155}。
- 2004年、ニーダーザクセン政策投資・振興銀行 (Investitions- und Förderbank Niedersachsen GmbH, NBank) 創設^{*156}。出資構成は、州政府50%・NORD/LB50%。

*145 欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.58)

*146 NORD/LB, „250 Jahre NORD/LB“・欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.58)

*147 欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.58)

*148 NORD/LB, „250 Jahre NORD/LB“

*149 NORD/LB, „250 Jahre NORD/LB“

*150 Pohl ed. (1998)

*151 NORD/LB, „250 Jahre NORD/LB“、楠見・島本 (1935)

*152 NORD/LB, „250 Jahre NORD/LB“

*153 欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.58)

*154 Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen und dem Land Sachsen-Anhalt über die Norddeutsche Landesbank – Girozentrale – vom 19. August 1991 (GVBl. S. 356)・Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen, dem Land Sachsen-Anhalt und dem Land Mecklenburg-Vorpommern über die Norddeutsche Landesbank – Girozentrale – vom 22. Oktober 1992 (GVBl. S. 349)・欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.58)

*155 MV州 Gesetz 2002年 Problem

*156 Gesetz zur Übertragung von Förderaufgaben auf die Investitions- und Förderbank

- 2005年、MV州政府、NORD/LBの出資持分を売却し、資本関係を解消^{*157}。NORD/LBの出資構成は、州政府 41.75%・ST州政府 8.25%・州貯蓄銀行協会 37.25%・ST州貯蓄銀行協会 7.53%・MV州貯蓄銀行協会 5.22%へ。
- 2008年、NBank、有限責任会社（GmbH）から、公法上の金融機関へ^{*158}。州政府による100%出資。Niedersächsischen Landestreuhandstelle（LTS）を、州立銀行から移管。
- 2011年、州政府・州貯蓄銀行協会による資本増強の実施
- 2019年、州政府のほか、ドイツ貯蓄銀行協会グループも加わって、資本増強を実施。その結果、州政府 52.98%（うち 7.98%は出資機構を通じた間接保有）・ST州 6.98%・州貯蓄銀行協会（SVN） 9.97%・ST州貯蓄銀行協会 1.99%・MV州貯蓄銀行協会 1.38%・FIDES Gamma 13.35%・FIDES Delta 13.35%へ^{*159}。

10. ノルトライン・ヴェストファーレン州（Nordrhein-Westfalen, NW）

- 1957年、NW州住宅建設振興機構（Wohnungsbauförderungsanstalt des Landes Nordrhein-Westfalen, Wfa）創設^{*160}。公法上の組織。州政府による100%出資。
- 1969年、西ドイツ州立銀行（Westdeutsche Landesbank Girozentrale, WestLB）創設^{*161}。Rheinische Girozentrale und Provinzialbank・Landesbank für Westfalen Girozentraleの統合。公法上の金融機関。
 - ✓ 1935年、Rheinische Girozentrale und Provinzialbank, Düsseldorf 創設^{*162}。Rheinische Provinzial Hülfskasse（1854年創設）の役割を1888年に承継したLandesbank der Rheinprovinzを出自とする。
 - ✓ 1935年、Landesbank und Sparkassenzentrale für Westfalen – Girozentrale 創設^{*163}。Westfälische Provinzial-Hülfskasse（1832年創設）の役割を1890年に引き継いだLandesbank der Provinz Westfalenを出自とする。1943年、Westfalen Pfandbriefamt für Hausgrundstückeなどと統合。

Niedersachsen GmbH und zur Änderung des Gesetzes über ein Sonderprogramm zur Wirtschaftsförderung des Landes Niedersachsen vom 23. Januar, 2003 (GVBl. S. 21)・NBank 年次報告書 2005 年版

*157 Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen, dem Land Sachsen-Anhalt und dem Land Mecklenburg-Vorpommern über die Norddeutsche Landesbank – Girozentrale - - NORD/LB 年次報告書・MV州 Gesetzentwurf 2005 Problem・Staatsvertrag 2002年

*158 Gesetz über die Investitions- und Förderbank Niedersachsen (NBankG) vom 13. Dezember 2007 (GVBl. S. 712)

*159 NORD/LB 年次報告書

*160 WestLB 年次報告書 2002年、欧州委員会資料 (OJ L 150 6.23.2000 P.01・OJ L 307 7.11.2006 P.22)

*161 Gesetz über die Zusammenlegung der Girozentralen (Landesbanken) in Nordrhein-Westfalen vom 12. November 1968 (GVBl. S. 349)・Backmann (2018)

*162 Backmann (2018)、Mura (1987)、楠見・島本 (1935)

*163 Backmann (2018)、Mura (1987)、楠見・島本 (1935)

- 1988年、州政府、WestLB内にWestLB Investitions Bankを新設し、経済補助金給付・融資事業を移管^{*164}
- 1992年、Wfa、WestLBの住宅部門と統合^{*165}。同時に、Wohnungsbauförderungsanstalt Nordrhein-Westfalen – Anstalt der Westdeutschen Landesbank Girozentraleに改称。WestLBに法的には従属しつつ、経済的・組織的には独立して運営。
- 1993年、Bundesverband deutscher Banken, BdB, WfaのWestLBへの移管について、欧州委員会に訴訟を提起^{*166}
- 2002年、ノルトライン・ヴェストファーレン州立銀行（Landesbank Nordrhein-Westfalen）創設^{*167}。WestLBで行われていた事業を、公法上の金融機関であるNW州立銀行と、株式会社となった新たな西ドイツ州立銀行（West LB AG）の間で分割。WfaはNW州立銀行へ^{*168}。NW州立銀行・WestLBの出資構成は、その後数度にわたって変更。
- 2007年、NW州立銀行、NRW.BANKに改称^{*169}
- 2008年、州政府、WestLBに対する最初の公的支援策を実施^{*170}
- 2009年・2010年、州政府、WestLBに対する第二弾となる公的支援策を実施。不良債権の買取機関（Erste Abwicklungsanstalt, EAA）の創設など^{*171}。金融市場安定化基金（SoFFin）による支援も実施。
- 2011年、州政府、WestLBの清算計画を作成^{*172}。翌年、West LB清算。資産管理会社Portigon AGを創設し、資産を売却。WestLBが貯蓄銀行と連携して行っていた事業は、Helaba（ヘッセン・テューリンゲン州）へ。
- 2011年、NRW.BANK、州政府100%出資の政策金融機関へ^{*173}

*164 WestLB年次報告書・NRW.BANK年次報告書2003年版・Deeg(1999)

*165 Gesetz zur Übertragung der Wohnungsbauförderungsanstalt auf die Westdeutsche Landesbank Girozentrale vom 18. Dezember 1991 (GVBl. S. 561)、欧州委員会資料 (OJ L 150 6.23.2000 P.01・OJ L 307 7.11.2006 P.22)

*166 WestLB年次報告書2002年版、欧州委員会資料 (OJ L 150 6.23.2000 P.01・OJ L 307 7.11.2006 P.22)

*167 Gesetz zur Neuregelung der Rechtsverhältnisse der öffentlich-rechtlichen Kreditinstitute in Nordrhein-Westfalen vom 2. Juli 2002 (GVBl. S. 283)・West LB年次報告書2002年版

*168 欧州委員会資料 (OJ L 150 6.23.2000 P.01・OJ L 307 7.11.2006 P.22)

*169 Gesetz zur Änderung des Gesetzes über die Landesbank Nordrhein-Westfalen und zur Änderung anderer Gesetze vom 30. Oktober 2007 (GVBl. S. 441)

*170 欧州委員会資料 (OJ L 345 12.23.2009 P.01)

*171 欧州委員会資料 (OJ L 148 6.1.2013 P.01)

*172 NW州Beteiligungsbericht・Portigon年次報告書2012年版

*173 NRW.BANK年次報告書2011年版・NW州Beteiligungsbericht

11. ラインラント・プファルツ州 (Rheinland-Pfalz, RP)

- 1949年、州政府、不動産担保権の取得に関わる信託基金 (Treuhandfonds für Grundpfandrechte) を公法上の法人格を有する形で創設^{*174}
- 1958年、RP 州立銀行 (Landesbank Rheinland-Pfalz, LRP) 創設^{*175}。Landesbank und Girozentrale Kaiserslautern の後継機関が、州域の変更により州内に含まれた Rheinischen Girozentrale und Provinzialbank と Hessische Landesbank – Girozentrale - の支店と統合。出資構成は、州政府 50%・州貯蓄銀行協会 50%^{*176}。
- 1961年、州政府、不動産担保権に関わる信託基金を解散し、RP 州立銀行へ移管。同行内に信託部門 (Landestreuhandstelle) を新設し、経済的・組織的には独立して運営。
- 1993年、州政府、LRP の出資持分を全て、WestLB (NW 州)・南西ドイツ州立銀行 (BW 州・SüdwestLB) に売却^{*177}。LRP の出資構成は、州貯蓄銀行協会 50%・WestLB 37.5%・SüdwestLB 12.5%へ。
- 1993年、RP 政策投資・建設銀行 (Investitions- und Strukturbank Rheinland-Pfalz, ISB) 創設^{*178}。翌年より事業開始。州政府による 100%出資^{*179}。
- 2004年、WestLB、LRP の出資持分を全て州政府に売却し、資本関係を解消^{*180}。出資構成は、州貯蓄銀行協会 80%・BW 州立銀行 (BW 州・LBBW) 20%へ。
- 2005年、LBBW、LRP の出資持分を全て取得し、100%子会社化^{*181}
- 2008年、LRP、LBBW に吸収合併^{*182}。州・地方政府のメインバンク、および州内の貯蓄銀行の振替中央銀行としての役割は、LBBW が承継。
- 2009年、RP 州信託銀行 (Landestreuhandbank Rheinland-Pfalz, LTH) 創設^{*183}。LRP が LBBW に吸収合併されたことを受けて、LRP 内にあった信託部門を分離し、独立した金融機関へ。州政府による 100%出資^{*184}。
- 2012年、ISB、LTH を統合すると同時に、有限会社から公法上の金融機関へ^{*185}。州内の政策金融事業を包括的に担う組織へ。

*174 LTH 年次報告書 2009 年版

*175 LRP の満期 30 年の劣後債発行目論見書 (1998 年 2 月)

*176 LRP Debt Issuance Programme 目論見書

*177 LRP Debt Issuance Programme 目論見書

*178 ISB, „ISB – 25 Jahre Wirtschaftsförderung“

*179 RP 州政府 Beteiligungsbericht

*180 LRP Debt Issuance Programme 目論見書・年次報告書 2004 年版

*181 LRP Debt Issuance Programme 目論見書・年次報告書 2004 年版

*182 Staatsvertrag zwischen dem Land Baden-Württemberg und dem Land Rheinland-Pfalz über die Vereinigung der Landesbank Baden-Württemberg und der LRP Landesbank Rheinland-Pfalz

*183 LTH 年次報告書 2009 年版

*184 州政府 Beteiligungsbericht 2009 年版

*185 Landesgesetz über die Investitions- und Strukturbank Rheinland-Pfalz vom 20. Dezember 2011 (GVBl. S. 423)・ISB, „ISB – 25 Jahre Wirtschaftsförderung“

12. ザールラント州 (Saarland, SL)

- 1941年、ヴェストマルク貯蓄銀行協会(Sparkassen- und Giroverband Westmark)・ヴェストマルク州立銀行 (Landesbank und Girozentrale Westmark) 創設^{*186}。
- 1946年、ヴェストマルク州立銀行、ザール州立銀行 (Landesbank und Girozentrale Saar) に改称^{*187}。州貯蓄銀行協会による100%出資。
- 1951年、ザールラント政策投資銀行 (Saarländische Investitionskreditbank AG, SIKB) 創設^{*188}
- 1989年、州政府、ザール州立銀行の出資持分23.5%を取得^{*189}
- 1993年、BayernLB (バイエルン州)、ザール州立銀行の出資持分25.1%を取得し、資本提携^{*190}
- 2002年、BayernLB、ザール州立銀行の出資比率を75.1%に引き上げ^{*191}
- 2010年、BayernLB、ザール州立銀行の出資持分25.2%を州政府に売却^{*192}。これにより、BayernLBの出資比率は49.9%となり、自社グループから切り離し。
- 2014年、BayernLB、ザール州立銀行の出資持分を全て州政府に売却し、資本関係を解消^{*193}

13. ザクセン州 (Sachsen, SN)

- 1991年、ザクセン州立銀行 (Landesbank Sachsen Girozentrale, SachsenLB) 創設^{*194}。出資構成は、州政府50%・州貯蓄銀行協会 (Beteiligungszweckverband der sächsischen Sparkassen) 50%。
- 1991年、BW州信用銀行 (BW州・LKB)、支部 (Zweiganstalt) としてザクセン建設・振興銀行 (Sächsische Aufbaubank – Förderbank –, SAB) 創設^{*195}
- 1996年、SAB、有限責任会社 (GmbH) となり、SachsenLBが新たに出資^{*196}。LKBは、ザクセン州での振興事業やSABでの事業を、有限会社となったSABへ移管。SABの出資構成は、BW信用銀行49%・SachsenLB51%へ。
- 1998年、南西ドイツ州立銀行 (BW州・SüdwestLB)、SachsenLBに対する出資持分

*186 SaarLB, *Public*, 80 Jahre Edition・SaarLB ウェブサイト

*187 SaarLB, *Public*, 80 Jahre Edition・SaarLB ウェブサイト

*188 ザールラント州政府 Beteiligungbericht 各年版

*189 SaarLB, *Public*, 80 Jahre Edition・SaarLB ウェブサイト

*190 SaarLB, *Public*, 80 Jahre Edition・SaarLB ウェブサイト

*191 SaarLB ウェブサイト

*192 SaarLB, *Public*, 80 Jahre Edition・SaarLB ウェブサイト

*193 SaarLB, *Public*, 80 Jahre Edition・SaarLB ウェブサイト

*194 Errichtungsgesetz für die Landesbank Sachsen – Girozentrale vom 19. Dezember 1991 (GVBl. S. 461)・Fraktion DIE LINKE im Sächsischen Landtag (2009)

*195 SAB ウェブサイト・L-Bank ウェブサイト

*196 SAB ウェブサイト・L-Bank ウェブサイト

25.1%を売却し、資本関係を解消。SachsenLBの出資構成は、再び州政府 50%・州貯蓄銀行協会 50%へ^{*197}。

- 2001年、SachsenLB、SABの出資持分 100%を取得^{*198}。L-Bank（BW州、LKBの後継機関）は、出資持分を売却し、資本関係を解消^{*199}。
- 2002年、州政府、SABの出資持分をSachsenLBから移管^{*200}
- 2003年、SAB、有限責任会社から公法上の金融機関へと転換し、Sächsischen Aufbaubank – Förderbank – へ^{*201}。州政府による 100%出資。州内の政策金融事業を包括的に担う組織へ。
- 2007年、SachsenLB、株式会社化^{*202}
- 2008年、SachsenLB、LBBW（BW州）に吸収合併^{*203}

14. ザクセン・アンハルト州（Sachsen-Anhalt, ST）

- 1991年、ニーダーザクセン州との合意により、NORD/LB（ニーダーザクセン州）をザクセン・アンハルト州における州政府のメインバンク、および貯蓄銀行の振替中央銀行とすることを決定し、事業を開始^{*204}。州政府、および州貯蓄銀行協会は、NORD/LBへ出資。
- 1991年、州政府、農業、住宅・地域開発、経済振興の各分野で信託機関（Landestreuhandstellen, LTS）創設^{*205}
- 1993年、州政府、州振興協会（Landesförderinstitut, LFI）創設^{*206}。1991年創設の信託機関の統合。
- 2004年、ザクセン・アンハルト政策投資銀行（Investitionsbank Sachsen-Anhalt, IB）創設^{*207}。NORD/LBに法的には従属しつつ、経済的・組織的には独立して運営。州振興協会の役割を承継。

*197 ザクセン州政府 Beteiligungsbericht

*198 SAB ウェブサイト・L-Bank ウェブサイト

*199 SAB ウェブサイト・L-Bank ウェブサイト・L-Bank 年次報告書 2023 年版

*200 SAB ウェブサイト

*201 Gesetz zur Errichtung der Sächsischen Aufbaubank – Förderbank- (FördbankG) vom 19. Juni 2003 (GVBl. S. 161)

*202 Gesetz zur Umwandlung der Landesbank Sachsen Girozentrale in eine Aktiengesellschaft und zur Änderung anderer Gesetze vom 4. Juli 2007 (GVBl. S. 303)・欧州委員会資料 (OJ L 104 4.24.2009 P.34)

*203 LBBW 年次報告書 2008 年版・2018 年版

*204 Staatsvertrag zwischen dem Land Niedersachsen, dem Land Sachsen-Anhalt und dem Land Mecklenburg-Vorpommern über die Norddeutsche Landesbank – Girozentrale – 欧州委員会資料 (OJ L 307 7.11.2006 P.58)

*205 IB ウェブサイト

*206 Gesetz zur Übertragung hoheitlicher Aufgaben auf das Landesförderinstitut Sachsen-Anhalt vom 7. Dezember 1993 (GVBl. S. 728)・IB ウェブサイト

*207 Verordnung über die Errichtung der Investitionsbank Sachsen-Anhalt vom 20. Dezember 2003 (GVBl. S. 20)・IB ウェブサイト

- 2006年、州政府、ザクセン・アンハルト政策投資銀行の機能を強化。州内の政策金融事業を包括的に担う組織へ^{*208}。
- 2023年、ザクセン・アンハルト政策投資銀行、NORD/LBより法的に独立し、単独の政策金融機関へ^{*209}

15. シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州（Schleswig-Holstein, SH）

- 1940年、SH州立銀行（Landesbank Schleswig-Holstein Girozentrale）創設^{*210}。Landesbank der Provinz Schleswig-Holstein と Girozentrale Schleswig-Holstein の統合。出資構成は、州政府50%・州貯蓄銀行協会（Sparkassen- und Giroverband für Schleswig-Holstein）50%。
 - ✓ 1916年、Girozentrale Schleswig-Holstein 創設^{*211}
 - ✓ 1917年、Landesbank der Provinz Schleswig-Holstein 創設^{*212}
- 1947年、Landestreuhandstelle für Wohnungs- und Kleinsiedlungswesen 創設^{*213}。Heimstätte Schleswig-Holstein を出自とする。
 - ✓ 1919年、Heimstätte Schleswig-Holstein 創設
- 1960年、Landestreuhandstelle für Wohnungs- und Kleinsiedlungswesen、公法上の金融機関となり、Wohnungsbaukreditanstalt des Landes Schleswig-Holstein（WKA）に改称^{*214}
- 1991年、SH政策投資銀行（Investitionsbank Schleswig-Holstein, IB.SH）創設^{*215}。SH州立銀行に法的には従属しつつ、経済的・組織的には独立して運営。同時に、WKA・Wirtschaftsaufbaukasse Schleswig-Holstein AG（WAK）・州政府所有の不動産（Liegenschaftsverwaltung Schleswig-Holstein, LVSHの管轄）を移管。
- 1994年、WestLB（NW州）・南西ドイツ州立銀行（BW州・SüdwestLB）、SH州立銀行の出資持分を取得し、資本提携^{*216}。SH州立銀行の出資構成は、WestLB 39.9%・州政府25.05%・州貯蓄銀行協会25.05%・SüdwestLB 10%へ。
- 2003年、HSH北部銀行（HSH Nordbank AG）創設^{*217}

*208 IBウェブサイト

*209 Gesetz zur Errichtung der Investitionsbank Sachsen-Anhalt als rechtlich selbständige Förderbank vom 15. Dezember 2001 (GVBl. S. 598)

*210 欧州委員会資料（OJ L 307 7.11.2006 P.134）

*211 Mura（1987）

*212 Mura（1987）

*213 Landesarchiv Schleswig-Holstein Beständeübersicht・IB.SH投資家向け説明資料

*214 Landesarchiv Schleswig-Holstein Beständeübersicht・IB.SH投資家向け説明資料

*215 Gesetz über die Investitionsbank Schleswig-Holstein, Zentralbereich der Landesbank Schleswig-Holstein Girozentrale vom 11. Dezember 1990 (GVBl. S. 609)・欧州委員会資料（OJ L 307 7.11.2006 P.134）

*216 LB Kiel 年次報告書1999年版・欧州委員会資料（OJ L 307 7.11.2006 P.134）

*217 HSH北部銀行の2000年代後半以降の展開は、ハンブルク州の項を参照

- 2003年、IB.SH、SH 州立銀行から分離し、独立した公法上の金融機関へ^{*218}

16. テューリンゲン州 (Thüringen, TH)

- 1991年、テューリンゲン州の貯蓄銀行、東ドイツ貯蓄銀行協会 (Ostdeutscher Sparkassen- und Giroverband, OSGV) を離脱し、ヘッセン州の貯蓄銀行協会に加盟するとともに、ヘッセン州立銀行をテューリンゲン州内の貯蓄銀行の振替中央銀行とする方針を表明^{*219}
- 1991年、バイエルン不動産信用機構 (BayernLabo)、テューリンゲン州の住宅供給政策・都市開発事業を支援する基金を継承^{*220}。のちに、テューリンゲン建設銀行 (Thüringer Aufbaubank, Anstalt des öffentlichen Rechts, TAB) へ移管。
- 1992年、ヘッセン州・テューリンゲン州合同の貯蓄銀行協会 (Sparkassen- und Giroverband Hessen-Thüringen)、創設^{*221}。同時に、同貯蓄銀行協会が100%出資主体となって、ヘッセン・テューリンゲン州立銀行 (Landesbank Hessen-Thüringen – Girozentrale – , Helaba) を創設^{*222}。
- 1992年、テューリンゲン建設銀行創設^{*223}。州政府による100%出資。
- 2002年、Helaba、テューリンゲン建設銀行の出資持分を取得し、資本提携^{*224}。テューリンゲン建設銀行の出資構成は、州政府50%・Helaba50%へ。
- 2005年、Helaba、テューリンゲン建設銀行との資本関係を解消。テューリンゲン建設銀行は再び州政府100%出資の政策金融機関へ^{*225}。

※ 2000年代前半の公的保証をめぐる制度改革に対応した政策金融機関の根拠法改正、および2000年代後半のグローバル金融危機時の影響、州立銀行に対する公的支援の実施などについては、三宅 (2021b) 参照

*218 Gesetz über die Errichtung der Investitionsbank Schleswig-Holstein als rechtsfähige Anstalt des öffentlichen Rechts (Investitionsbankgesetz - IBG) vom 7. Mai 2003 (GVBl. S. 206)

*219 Deeg (1999)

*220 BayernLabo 投資家向け説明資料・BayernLabo, „Die Geschichte der BayernLabo“

*221 Gesetz zu dem Staatsvertrag zwischen den Ländern Hessen und Thüringen über die Bildung einer gemeinsamen Sparkassenorganisation Hessen-Thüringen Vom 25. Juni 1992 (GVBl. S. 291)

*222 Helaba の2000年代後半以降の展開は、ヘッセン州の項を参照

*223 Thüringer Gesetz zur Errichtung einer Aufbaubank vom 21. Juli 1992 (GVBl. S. 375)

*224 TAB 年次報告書 2001年版

*225 TAB 年次報告書 2005年版

参考文献

- ・ Backmann, S. (2018). "Hilfskassen, Landesbankinstitute und Girozentralen in Westfalen und im Rheinland. Ein Werkstattbericht zur Erschließung der Vorgängerprovenienzen der WestLB", *Archivpflege in Westfalen-Lippe*, 88.
- ・ Deeg, R. (1999). *Finance Capitalism Unveiled*, The University of Michigan Press.
- ・ Detzer, D., N. Dodig, T. Evans, E. Hein, H. Herr, and F. J. Prante (2017). *The German Financial System and the Financial and Economic Crisis*, Springer International Publishing.
- ・ Fraktion DIE LINKE im Sächsischen Landtag (2009). *Sachsen LB adé - Aufstieg und Fall einer Landesbank*.
- ・ Hackethal, A. (2004). "German Banks and Banking Structure," in *The German Financial System*, edited by J. P. Krahenen and R. H. Schmidt, Oxford University Press.
- ・ Mura, J. (1987). *Entwicklungslinien der deutschen Sparkassengeschichte*, Deutscher Sparkassenverlag.
- ・ Mura, J. (1995). *Entwicklungslinien der deutschen Sparkassengeschichte II*, Deutscher Sparkassenverlag.
- ・ Pohl, H. ed. (1998). *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Verlag Fritz Knapp.
- ・ 飯野由美子 (1997) 「戦後ドイツの金融システムにおける「公的金融」の実態と意義（1）」敬愛大学『敬愛大学研究論集』第52号
- ・ 飯野由美子 (2002) 「統一後ドイツの住宅金融と抵当銀行の変化」敬愛大学経済文化研究所『経済文化研究所紀要』第7号
- ・ 飯野由美子 (2010) 「金融危機下のドイツ・ランドスバンク」日本証券経済研究所『証券レビュー』第50巻第11号
- ・ 飯野由美子 (2019) 「金融」藤澤利治・工藤章編『ドイツ経済』ミネルヴァ書房
- ・ 生川栄治 (1995) 『ドイツ金融史論』有斐閣
- ・ 石田周 (2016) 「EUの国家補助規制を通じた公的銀行に対する保証制度の廃止」日本EU学会『日本EU学会年報』第36号
- ・ 居城弘 (2003) 「ドイツ型金融システムにおけるユニバーサルバンク化をめぐる」北海道大学大学院経済学研究科『経済学研究』第53巻第3号
- ・ 居城弘 (2004) 「銀行業における『過剰』と競争 I」静岡大学人文学部『静岡大学経済研究』第8巻第4号
- ・ 加藤栄一 (1977) 「相対的安定期ドイツの地方債市場」東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第28巻第4号
- ・ 加藤忠夫 (2003) 「ドイツにおける公的金融機関に対する公的保証の廃止・改正について 上・下」『金融』2003年5・6月号
- ・ 清田匡 (1986) 「兼営銀行制度と貨幣節約」九州大学経済学会『経済学研究』第51巻第6号
- ・ 楠見一正・島本融 (1935) 『独逸金融組織論』有斐閣
- ・ 呉文二・島謙三 (1987) 『金利自由化 新版』有斐閣
- ・ 黒川洋行 (2006) 「ドイツの銀行システムにおける公的銀行」関東学院大学『経済系』第227集
- ・ 黒川洋行 (2007a) 「ドイツの銀行システムと貯蓄金融機関の動向」郵便貯金振興会『個人金融』2007年夏号
- ・ 黒川洋行 (2007b) 「ドイツの社会的市場経済理念と貯蓄銀行の金融機能」日本証券経済研究所『証券経済研究』第59号
- ・ 黒川洋行 (2010) 「サブプライム金融危機とドイツの政策的対応」日本証券経済研究所『証券経済研究』第72号
- ・ 黒川洋行 (2012) 『ドイツ社会的市場経済の理論と政策 オルド自由主義の系譜』関東学院大学出版会
- ・ 黒川洋行 (2019) 「ドイツの中小企業と地域金融機関」日本証券経済研究所『証券経済研究』第106号

- ・ 斎田温子 (2008) 「ドイツの州立銀行再編の動き」 野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2008年冬号
- ・ 宿輪純一 (2021) 『決済インフラ入門 2025年版』 東洋経済新報社
- ・ 関野満夫 (1997) 『ドイツ都市経営の財政史』 中央大学出版部
- ・ 田淵進 (2011) 「貯蓄銀行と信用協同組合をめぐる政治的論争」 大阪経済大学『大阪経大論集』第61巻第5号
- ・ ドイツ抵当銀行協会 (2004) 『ファンドブリーフ債 2004年度ファクトブック』
- ・ 日本銀行金融研究所編 (2011) 『日本銀行の機能と業務』 有斐閣
- ・ 根津智治 (1995) 『金融革命と銀行行動』 行人社
- ・ 藤澤利治 (2010) 「国際金融危機とリーマン・ショック下のドイツ銀行業」 日本証券経済研究所『証券経済研究』第72巻
- ・ 三田村智 (2010) 「ドイツ保証銀行の中小企業金融における役割と問題点」 千葉商科大学国府台学会『千葉商大論叢』第49巻第2号
- ・ 三ツ石郁夫 (2000) 「第一次大戦前ドイツの金融構造における貯蓄金庫の機能転化」 滋賀大学経済学会『彦根論叢』第326号
- ・ 三ツ石郁夫 (2001) 「ワイマール期の金融構造における貯蓄銀行・振替銀行の位置」 滋賀大学経済学部『滋賀大学経済学部研究年報』第8号
- ・ 三ツ石郁夫 (2003) 「ワイマール末期における貯蓄銀行組織の流動性危機と信用構造」 滋賀大学経済学会『彦根論叢』第340・341号
- ・ 三ツ石郁夫 (2005) 「1930年代前半におけるドイツ金融構造の再編過程」 滋賀大学経済学会『彦根論叢』第353号
- ・ 三ツ石郁夫 (2006) 「ナチス期金融体制における貯蓄銀行の資金・信用構造」 滋賀大学経済学部『滋賀大学経済学研究年報』第13号
- ・ 三ツ石郁夫 (2012) 「戦後西ドイツ高度成長期における銀行業の再建と競争」 滋賀大学経済学会『彦根論叢』第394号
- ・ 三ツ石郁夫 (2015) 「1960年代における西ドイツ銀行システムの構造変化と競争秩序」 滋賀大学経済学部『滋賀大学経済学研究年報』第22号
- ・ 三宅裕樹 (2014) 『地方債市場の国際潮流』 京都大学学術出版会
- ・ 三宅裕樹 (2021 a) 「ドイツ地方債市場における政策金融の役割」 地方財務協会『地方財政』2021年8月号
- ・ 三宅裕樹 (2021 b) 「ドイツ各州における政策金融機関の変遷と現状」 京都府立大学『京都府立大学学術報告 公共政策』第13号
- ・ 三宅裕樹 (2024) 「ドイツの地域政策支援銀行が地域金融に果たす政策的役割 - NRW.BANKを事例として - 」 財政学研究会『財政と公共政策』第46巻第1号
- ・ 山村延郎・三田村智 (2005) 「ドイツ・リテール金融業務における自己資本比率規制とリレーションシップ・バンキングの意義」 『FSAリサーチ・レビュー』第2号

閲覧ウェブサイト

(全て、最終閲覧日は2024年9月11日)

- ・ Arcinsys Hessen. (<https://arcinsys.hessen.de/arcinsys/start>)
- ・ DekaBank Deutsche Girozentrale. “Unsere Geschichte.” (<https://www.deka.de/deka-gruppe/wer-wir-sind/unsere-geschichte>)
- ・ Deutsche Bundesbank ウェブサイト統計資料 (<https://www.bundesbank.de/de/statistiken/zeitreihen-datenbanken>)
- ・ Deutscher Sparkassen- und Giroverband (DSGV). “Sparkassen: Seit über 200 Jahren ein wesentlicher Teil der Gemeinschaft.” (<https://www.dsgv.de/sparkassen-finanzgruppe/geschichte-der-sparkassen-finanzgruppe.html>)
- ・ HypoVereinsbank. “Geschichte.” (<https://www.hypovereinsbank.de/hvb/ueber-uns/das-unternehmen/geschichte>)
- ・ 各州立銀行・地域政策支援銀行のウェブサイト

（2024年9月19日受理）

（みやけ ひろき 京都府立大学公共政策学部准教授）